見　解

女性の政治参画を進めるための制度改革と環境整備について

令和７年（2025 年）11 月 17 日

日　本　学　術　会　議

政治学委員会民主主義の深化と退行に関する比較政治分科会

法学委員会ジェンダー法分科会

この見解は、日本学術会議政治学委員会民主主義の深化と退行に関する比較政治分科会及び法学委員会ジェンダー法分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

政治学委員会民主主義の深化と退行に関する比較政治分科会

委員長	大串 和雄	（連携会員）	東京大学名誉教授
副委員長	粕谷 祐子	（連携会員）	慶應義塾大学法学部教授
幹事	遠藤 貢	（連携会員）	東京大学大学院総合文化研究科教授
幹事	久保 慶一	（連携会員）	早稲田大学政治経済学術院教授
	宇山 智彦	（第一部会員）	北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター教授
	鈴木 基史	（第一部会員）	京都大学名誉教授
	武田 宏子	（連携会員）	名古屋大学大学院法学研究科教授
	竹中 千春	（連携会員）	立教大学アジア地域研究所所員／一般財団法人アジア政経学会評議員
	中田 瑞穂	（連携会員）	明治学院大学国際学部国際学科教授
	野田 昌吾	（連携会員）	大阪公立大学大学院法学研究科教授
	三浦 まり	（連携会員）	上智大学法学部教授
	宮本 太郎	（連携会員）	中央大学法学部教授

法学委員会ジェンダー法分科会

委員長	島岡 まな	（第一部会員）	大阪大学大学院法学研究科教授
副委員長	南野 佳代	（第一部会員）	京都女子大学法学部法学科教授
幹事	石田 京子	（連携会員）	早稲田大学大学院法務研究科教授
幹事	安田 拓人	（連携会員）	京都大学大学院法学研究科教授
	相澤 美智子	（連携会員）	一橋大学大学院法学研究科教授
	緒方 桂子	（連携会員）	南山大学法学部教授
	落合 恵美子	（連携会員）	京都大学名誉教授／京都産業大学現代社会学部客員教授
	立石 直子	（連携会員）	愛知大学法学部教授
	建石 真公子	（連携会員）	法政大学名誉教授
	谷口 洋幸	（連携会員）	青山学院大学法学部ヒューマンライツ学科教授
	内藤 忍	（連携会員）	独立行政法人労働政策研究・研修機構副主任研究員
	二宮 周平	（連携会員）	立命館大学名誉教授

	糠塚 康江	（連携会員）	東北大学名誉教授
	平山 真理	（連携会員）	白鴎大学法学部教授
	三浦 まり	（連携会員）	上智大学法学部教授
	三成 美保	（連携会員）	追手門学院大学教授／奈良女子大学名誉教授
	矢野 恵美	（連携会員）	琉球大学大学院法務研究科教授
	後藤 弘子	（連携会員（特任））	千葉大学理事・副学長

政治学委員会民主主義の深化と退行に関する比較政治分科会
女性の政治参画小委員会

委員長	三浦 まり	（連携会員）	上智大学法学部教授
副委員長	糠塚 康江	（連携会員）	東北大学名誉教授
幹事	武田 宏子	（連携会員）	名古屋大学大学院法学研究科教授
幹事	大山 礼子		駒澤大学名誉教授
	大串 和雄	（連携会員）	東京大学名誉教授

本見解の作成に当たり、参考資料1に掲げた方々にヒアリングで協力していただいた。

本見解の作成に当たり、以下の職員が事務を担当した。

事務	郷家 康徳	参事官（審議第一担当）
	加瀬 博一	参事官（審議第一担当）付参事官補佐
	高畑 麻衣子	参事官（審議第一担当）付審議専門職付

要　　旨

１　作成の背景及び現状の問題点

日本では意思決定における女性の参画が著しく少なく、この改善が喫緊の課題となっている。特に立法に携わる政治分野において男女比が均等になることは、経済、社会、教育、研究など他の分野の女性参画を進めるためにも重要な課題である。

2018 年に政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（以下、候補者男女均等法）が成立し、政党が候補者を擁立する際には男女同数を目指すことが基本原則として定められた。その上で、政党の努力義務として、公職の候補者について数値目標の設定が規定された。さらに、施行３年後の 2021 年に同法律が大幅改正され、政党の努力義務に候補者選定過程の改善、人材育成、セクシュアル・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメント等への対応が追加された（４条）。また、議会を含む国・地方公共団体のセクシュアル・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメント等への対応の責務が新設され（９条）、環境整備（８条）と人材育成（10 条）は努力義務から責務に引き上げられた。

この法律の制定を契機に、政党や国会・地方議会による取組が進み、近年の選挙では国政・地方選挙ともに女性の候補者数・当選者数は増加傾向にある。2024 年の衆議院議員総選挙における女性候補者の割合は 23.4%、当選者中の割合は 15.7%、2025 年の参議院議員選挙における女性割合は候補者で 29.1%と前回を下回ったが、当選者は 33.6%と過去最多となった。しかしながら、法律が求める男女同数はもとより、第５次男女共同参画基本計画（令和２年 12 月 25 日閣議決定）に定められた国政選挙の候補者に占める女性割合 35%という数値目標にも達していない。

そこで本見解では、改善策を講じる責任主体としてとりわけ重要である政党と議会に焦点を当て、どのような方策を採ることが効果的なのかを検討し、提案する。検討に当たっては国政に焦点を絞り、また基本的に現行の選挙制度を前提とする。

政党の女性候補者擁立を一層促進するには、候補者男女均等法に努力義務として規定された数値目標の設定、候補者選定過程の改善、人材育成の実効性をさらに向上させる必要がある。そのために検討すべき政党組織の改革について述べる。

さらには、政党による一層の努力を促すために外部的な誘因を付与することが有用であり、具体的には政党助成制度の活用が考えられる。本見解においては、憲法上の課題及び政党助成法の趣旨を検討した上で、政党交付金のうち得票数割の部分について、外形的基準である候補者の男女比に応じて各政党に対する配分額を減額することを提案する。

女性の政治参画の推進にあたっては議会の役割も重要であることから、「ジェンダーに配慮した議会」の観点から必要な方策を提示する。とりわけ急務とされるハラスメント対策に関しては、議会及び政党による対応について具体的な制度改革を提示する。

２　見解の内容

本見解は、以下の方策を提案する。

(1) 政党は、候補者選定過程が女性を含む多様な人材を登用する仕組みとなっているかどうかを点検し、男性への偏りを取り除くための一層の党内改革を行うべきである。具体的には以下の組織改革を実行することが期待される。（本文**3**（6頁以下）参照）

① 政党組織のあり方をジェンダー視点から再考し、男女比が偏っている人事配置を見直す。特に党幹部（地方組織を含む）及び職員の男女均等を図る。

② 候補者選定過程については、候補者を選定する組織等の構成員を男女均等にし、候補者選定基準についてジェンダー視点から再考し、結果的に女性が不利になっている状況を改善する。候補者の多様化を促すために、選定過程の透明化を図る。候補者選定に携わる人員に対しては、候補者選定の際にジェンダー・ステレオタイプの影響を受けないよう研修を行う。

③ 女性候補者の人材育成及び支援を積極的に行い、女性の立候補を促すために党組織内外でのネットワーク化を進める。

(2) 政党は、候補者を擁立するにあたり、女性候補者割合の数値目標を定めるだけではなく、女性当選者が実際に増えるよう、幹部の責任において方策を定めるべきである。（本文**3**（6頁以下）参照）

(3) 国会は、政党助成制度を候補者男女均等法の趣旨を踏まえて再検討し、各政党が法の理念を尊重する度合いを考慮して、政党交付金の配分方法に反映させることが望まれる。例えば、政党交付金のうち得票数割の部分について、外形的基準である候補者の男女比に応じて、各政党への配分額を減額する措置が考えられる。制度化には憲法適合性を巡る議論が想定され、その論点を踏まえた慎重な制度設計が求められる。（本文**4**（10頁以下）参照）

(4) 国会は、「ジェンダーに配慮した議会」の観点から、現行の議会慣行の点検を行い、女性が男性と対等に参画しやすくするための工夫を重ねるべきである。具体的には以下を検討すべきである。（本文**5**（15頁以下）参照）

① 「議会のジェンダー配慮への評価に関するアンケート調査」結果に基づき、行動計画を策定する。

② 国会の委員会等の構成員ならびに役職者の男女比を会期ごとに公表する。

③ 議院運営委員会において、ジェンダーに配慮した議会運営を図るための機関を設ける。

④ すべての法律の審議過程においてジェンダー平等の視点から検討する機会を設ける。

⑤ 議会事務局にジェンダー問題に詳しい専門家を配置し、政策秘書の研修にジェンダー視点を含める。

(5) 国会と政党は、ハラスメント対応を充実化させるべきである。具体的には、①行為規範・ハラスメント規程を策定すること、②少なくとも年１回のハラスメント研修を議会・政党関係者に義務付けること、③国会と政党の活動に関わるあらゆる人を対象としたハラスメント相談窓口を設置し、独立性を備えた機関による適切な申立て手続きの仕組みを整えること、を検討すべきである。（本文**6**（18頁以下）参照）

目　　次

１　はじめに……1
⑴　検討の目的……1
⑵　本テーマに関連した日本学術会議のこれまでの取組……1
２　女性の政治参画を考える視点……3
⑴　女性の過少代表の要因……3
⑵　候補者男女均等法の達成状況……5
⑶　取るべき方策：政党と国会の役割……5
３　政党の自主的な取組……6
⑴　政党の自主的な取組を考える視点……6
⑵　諸外国の好事例：イギリス労働党と保守党の政党組織改革……7
⑶　日本の現状と取るべき方策……9
４　政党助成のあり方の見直し……10
⑴　日本の政党助成制度……10
⑵　諸外国の好事例：フランスの政党助成……12
⑶　取るべき方策……13
５　女性の政治参画の促進に向けた議会改革……15
⑴　「ジェンダーに配慮した議会」の視点……15
⑵　日本の現状と取るべき方策……17
６　政治分野におけるハラスメント対策……18
⑴　国際潮流と日本の現状……18
⑵　国会及び政党が取るべき方策……19
７　見解のまとめ……21
＜用語解説＞……23
＜参考文献＞……27
＜参考資料１＞審議経過……33
＜参考資料２＞日本、イギリス、フランスの下院における女性議員割合の推移……35
＜参考資料３＞イギリス下院における政党ごとの女性議員数……35
＜参考資料４＞フランスの政党等に対する国庫助成……36
＜参考資料５＞アメリカ州議会におけるハラスメント対策……41

1　はじめに

(1)　検討の目的

日本では意思決定における女性の参画が著しく少なく、この改善が喫緊の課題となっている。特に立法に携わる政治分野において男女比が均等になることは、経済、社会、教育、研究などの他の分野の女性参画を進めるためにも重要な課題である[1]。

近年の動向として、国連女子差別撤廃委員会が 2024 年 10 月 23 日に「意思決定制度における女性の平等で包摂的な代表に関する一般勧告第 40 号」を採択し、意思決定における男女同数（50：50、パリテ、パリティ）を普遍的な規範として打ち立てたことが注目に値する[2]。意思決定における男女の平等で包摂的な代表があらゆる分野におけるジェンダー平等推進の要となるとの認識に立ち、男女がそれぞれ多様であることを踏まえつつ、男女が数としては同数、力関係としては対等に意思決定に携わることを目指すものである。

日本においても、2018 年に政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（候補者男女均等法）が成立し、基本原則として候補者を擁立する際には男女の数の均等、すなわち男女同数、を目指すことが規定された（２条１項）。政党には、努力義務にとどまってはいるものの、女性候補擁立の数値目標設定が求められた（４条）。さらに、施行３年後の 2021 年に同法が大幅に改正され、取組の責任主体として政党、衆議院、参議院、地方公共団体の議会、内閣府、総務省その他の関連行政機関等を明記し（２条４項）、政党の努力義務には、候補者選定過程の改善、人材育成、セクシュアル・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメント等への対応の３点が追加された（４条）。議会を含む国・地方公共団体の責務として、セクシュアル・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメントへの対応（９条）が新たに定められるとともに、環境整備における妊娠・出産・育児・介護等の家庭生活との両立支援のための体制整備（８条）、及び人材育成に資する施策（10 条）について、努力義務から責務に引き上げられた。

この法律の制定を契機に、政党や国会・地方議会による取組が進み、近年の選挙では国政・地方選挙ともに女性の候補者数・当選者数は増加傾向にある。しかしながら、法律が求める男女同数はもとより、国政選挙の候補者に占める女性割合を 35%とするという第５次男女共同参画基本計画（令和２年 12 月 25 日閣議決定）の数値目標にも程遠い状況にある。そこで、現行の選挙制度を前提とした場合に、どのような制度改正や改善措置が効果的であるかについて、国政に焦点を絞り検討を行った。

(2)　本テーマに関連した日本学術会議のこれまでの取組

日本学術会議では女性の政治参画について３回の公開シンポジウムと１回の講演会を開催し、２冊の書籍を刊行した。これらの活動を踏まえ、女性の政治参画を進めるための具体的な見解を発表することで、政界を含め、社会的な議論を喚起することを目指したい。

これまでの活動は以下の通りである。

2016 年 11 月 12 日に開催した公開シンポジウム「女性参政権 70 周年記念――ジェンダーの視点から選挙制度を問う」（主催：社会学委員会ジェンダー政策分科会、法学委員会ジェンダー法分科会、政治学委員会政策過程分科会、日本政治学会ジェンダーと政治研究会）は、候補者男女均等法の制定を学術界としても後押しするものであった。次いで、2019 年４月６日に開催した公開シンポジウム「男女がともにつくる民主政治を展望する――政治分野における男女共同参画推進法の意義」（主催：法学委員会ジェンダー法分科会）では、候補者男女均等法の成立を受けて、その意義を確認するとともに、主要政党の国会議員にご登壇いただき、法律の趣旨を実現するための方策について議論した。ここで共有された課題認識は、2021 年の法改正に繋がるものであった。シンポジウムの内容は 2020 年に『女性の参画が政治を変える――候補者均等法の活かし方』（辻村みよ子・三浦まり・糠塚康江編著、信山社）として書籍化された。

2022 年３月 13 日に開催された３回目の公開シンポジウム「女性の政治参画をどう進めるか？」（主催：法学委員会ジェンダー法分科会、政治学委員会比較政治分科会、社会学委員会ジェンダー研究分科会、第一部総合ジェンダー分科会）は、候補者男女均等法の 2021 年改正の意義を確認しつつ、さらなる課題を探るものとなった。シンポジウムの成果をもとに、『学術の動向』2023 年２月号では特集「女性の政治参画を進める」を掲載し、その内容を発展させたものとして、日本学術叢書 31『女性の政治参画をどう進めるか』を 2024 年２月に刊行した。

また、政治学委員会比較政治分科会は 2023 年１月 19 日にサラ・チャイルズ氏（エジンバラ大学教授）を招聘し、公開講演会「ジェンダー視点に基づく議会改革」を衆議院第一議員会館で開催し、参加した国会議員や市民と意見交換を行った。

本見解の作成にあたっては、関係諸機関からのヒアリングを重ねてきた。以下がそのリストである（詳細は参考資料１を参照のこと）。

① 政党の女性関係部局（女性局など）：自由民主党、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、公明党、日本共産党、れいわ新選組、社会民主党
② 国会関係者：衆議院議長、衆議院副議長、参議院副議長、衆議院議院運営委員会委員長、参議院議院運営委員会委員長、衆議院事務局、参議院事務局
③ 国際機関・海外専門家：International IDEA、イギリス議会、スコットランド議会

なお日本学術会議では男女共同参画社会の実現に向けて、政治分野に特化していない提言等も発出してきた。具体的には、第 20 期対外報告「提言：ジェンダー視点が拓く学術と社会の未来」（学術とジェンダー委員会）（2006 年 11 月 22 日）、第 24 期提言「社会と学術における男女共同参画の実現を目指して―2030 年に向けた課題―」（科学者委員会男女共同参画分科会、第一部総合ジェンダー分科会、第二部生命科学ジェンダー・ダイバーシティー分科会、第三部理工学ジェンダー・ダイバーシティ分科会）（2020 年９月 29 日）、第 25 期記録「大学・職場・議会のハラスメントについて」（ジェンダー法分科会）（2023 年９月４日）である。本見解はこれらの提言等の内容も踏まえて作成された。

2　女性の政治参画を考える視点

(1)　女性の過少代表の要因

女性の政治参画を促進させるためには、そもそもなぜ政治分野において女性が少ないのか、つまりは女性の過少代表が生じている要因を理解し、それを踏まえて改善策を講じる必要がある。この点について、政治学では女性政治家への「需要」と「供給」の両面から説明がなされることが一般的である[3]。両側面の要因を検討しよう。

「需要」の主体には有権者と政党の二つが存在する。まず有権者について見てみると、世界価値観調査によれば、「政治指導者には男性が適している」と答える人は減少傾向にある。1994-98 年の賛成割合は日本で 43%、アメリカで 29%、スウェーデンで 17%だが、2017-2020 年ではそれぞれ 22%、17%、５%である。回答には世代差・性差が大きく、直近の調査における賛成割合は日本の 29 歳以下の女性では６%、同世代の男性では 17%に過ぎない[4]。この調査からは、政治家には男性がふさわしいという価値観は変化しており、有権者が女性政治家を望まないから女性政治家が少ないという要因は緩和傾向にあることが窺える。もっとも、日本の有権者がジェンダー・ステレオタイプをどの程度強く持っているかについての研究ではそれぞれ異なる結果が得られており、確定的なことはいえない状況である[5]。

需要の主体としてもう一つ重要なのは政党である。国政の場合は政党が公認しなければ立候補することが難しく、政党が事実上のゲートキーパーとなって女性候補者の誕生を妨げている実態がある。日本の選挙は、組織政党からの立候補でなければ個人負担が重く、個人として資金、時間、人脈、体力、家族からの支援等の資源に恵まれている候補ほど有利であり、一般的に男性のほうが女性よりもこれらの資源が豊富であるため、政党は男性候補者を擁立しがちである。

選挙制度も女性の政治参画のあり方に関係している。１人しか選出されない小選挙区制では候補者の個人的資源が重視されるが、比例代表制の場合は政党が多様な候補者を揃えて多種多様な有権者にアピールしたいという動機を持つため、候補者には女性を含めて多様性が生まれやすい[6]。選挙制度が決定的な要因だとはいえないとしても、選挙区の定数の大きさ（大きいほど多様な候補者が立候補できる）は、議員の交代率（高いほど新人が立候補できる）、政党内の候補者選定ルール、政党の選挙戦略等の要因と絡んで、女性の参画のしやすさに影響を与えていく[7]。こうした選挙制度の影響を考慮しつつ、ゲートキーパーである政党が女性を積極的に擁立するようになる仕組みが必要である。

「供給」面での要因とは、候補者になろうとする女性がそもそも少ないことを意味する。その理由の一つとして、上記の資源に恵まれていないことがあり、とりわけケア責任を負う人の場合、家族が立候補に賛同しなかったり、政治に専念できる時間が捻出できなかったりすることが障壁となる[8]。言うまでもなく、ケア責任は女性のほうが男性よりも重いことが多い。

さらには女性にはそもそも政治家になる意欲が欠けているという指摘もある[9]。意欲における性差が生じる理由には、女性リーダーのロールモデルが少ないことや、政治

参加の経験の少なさなどもあるが、深層では社会におけるジェンダー規範が深く関わる[10]。すなわち、指導者の地位に就くことや権力を目指すことが、社会的に構築された「女性らしさ」と適合しないために、女性はリーダーになる意欲やそれにふさわしいとされる資質を発達させにくいのである。政治家になると、とりわけ国政の場合は、プライバシーを失い、メディアから苛烈な批判を受け、誹謗中傷を経験することもある。これに耐えうる資質として、自信があること、失敗を恐れないこと、競争心が強いことが有利となるだろう。男性にはこうした資質が求められる傾向にあるが、女性の場合には必ずしもそうではない。むしろ権力闘争に打ち勝つ意欲を見せることは女性らしくないとされ、抑圧的なメッセージを周囲から発せられる。そのため女性は自ら手を上げにくくなり、有力者等から声をかけられて初めて政治家を志す傾向にある[11]。しかし、政党は女性よりも男性に声をかける傾向にあるため、女性はなかなか立候補に至らないのである。

このように候補者選定過程において女性が不利な立場に置かれ、そもそも女性が政治家への意欲を持ちにくい構造が存在することを障壁と捉え、その障壁を解消したり、乗り越えたりするための環境を整備することが必要である。改正候補者男女均等法もこの視点を共有しており、男女共同参画の推進にあたって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のものを「社会的障壁」と定義した上で、それを調査することを、国に対しては責務として、地方公共団体には努力義務として求めている（６条）。

内閣府はこの規定に基づき、定期的に女性の政治参画への障壁に関する調査を実施している。令和３年「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究報告書」[12]によると、立候補を断念した理由として、男女ともに上位は「資金不足」「仕事や家庭生活のために選挙運動とその準備にかける時間がない」「知名度がない」であったが、女性が男性よりも７％ポイント以上多く回答したものとして「自分の力量に自信が持てない」「当選した場合、家庭生活との両立が難しい」があった。当選後に議員・首長が活動する際の課題として女性の方が男性よりも直面しやすいものとしては、「専門性や経験の不足」「人脈・ネットワークを使っての課題を解決する力量の不足」「家庭生活との両立が難しい」「政治は男性のものだという周囲の考え」「地元で生活する上でプライバシーが確保されない」が挙がっている。ハラスメントの被害は立候補検討中または立候補準備中に男性の 58.0%、女性の 65.5%、議員活動や選挙活動中にはそれぞれ 32.5%、57.6%が経験しており、女性はとりわけ「性別に基づく侮辱的な態度や発言」「性的、もしくは暴力的な言葉による嫌がらせ」にあいやすい傾向にある。

最後に、本見解は基本的に現行の選挙制度を前提としているものの、中長期的課題として選挙制度改革についても付言する。一般的に小選挙区制は候補者の多様性を損なう傾向にある[13]。選挙制度は様々な要素を考慮して決められるものではあるが、議員構成に社会の多様性を反映させるという観点も、最重要の論点の一つとして検討されるべきであろう。また、現行の**供託金**（→用語解説①）の高さが経済的資源に富む政党や候補者を有利に扱うことについても、経済的公平性の観点から検討が必要である。

(2)　候補者男女均等法の達成状況

候補者男女均等法は上に述べた女性の過少代表の諸要因を踏まえた上で、各責任主体が取り組むべきことを規定している。現時点での達成状況を確認しておこう。

2024 年 10 月 27 日に投票が行われた直近の第 50 回衆議院議員総選挙では、過去最多である 314 名の女性候補が立候補し、候補者全体に占める割合は 23.4%となった[14]。この数字は前回総選挙との比較で 5.7%ポイントの増加を示しており、やはり過去最多の記録である 73 名の女性が当選するという結果につながった。現在、衆議院の女性議員割合は 15.7%であり、10%に満たなかった前回総選挙の記録を大幅に塗り変えた。しかしながら、列国議会同盟（ＩＰＵ）によるランキングで、下院における女性議員割合の日本の順位は 2025 年１月の時点で 185 カ国中 141 位である。同ランキングにおいて女性議員割合が 30%を超える国が 71 カ国を数えることを踏まえると[15]、国政レベルでの女性の過少代表の程度が国際的に著しく高い状態は続いていると言わざるをえない。

日本政府は第５次男女共同参画基本計画（2020 年）[16]において、2025 年までに衆議院／参議院選挙における女性候補者割合を 35%にまで引き上げることを目標値として設定した。しかし、2024 年の総選挙で 100 名以上の当選者を出した自由民主党と立憲民主党の女性候補割合はそれぞれ 16.1%と 22.4%であり、当選者を出した政党で女性候補者割合が 35%を超えたのは、共産党(37.3%)と参政党(37.9%)のみに留まった[17]。

2025 年７月 20 日に実施された第 27 回参議院議員通常選挙における女性割合は当選者では 33.6%となり、過去最多となったものの、候補者で 29.1%と前回の 33.2%を下回り、目標値には至っていない。候補者において 35%目標を超えたのは立憲民主党(41.2%)、共産党（42.6%）、れいわ新選組（45.8%）、参政党（43.6%）、社民党（36.4%）で、第一党の自民党は 21.5%に留まった[18]。

このように、候補者男女均等法施行によって、全体的には女性候補者増加の傾向が見られるが、法が定める男女同数という目標はおろか、第５次男女共同参画基本計画の 35%という目標値にも至っていない。とりわけ衆議院では変化の速度が遅いといえよう（⇒参考資料２）。

(3)　取るべき方策：政党と国会の役割

国政における女性候補者を増やすためには政党と国会の役割が大きいことから、本見解では両者に絞って検討を行った。

政党は、女性候補者を擁立する「需要」の側に位置付けられることを踏まえ、「供給」面での障壁の存在に十分配慮しながら、候補者男女均等法が努力義務として求める数値目標を設定し、候補者選定過程を改善し、人材育成をさらに充実させる必要があるだろう。３ではこれらの政党組織改革を実施し、女性議員を格段と増やしたイギリスの好事例を参照しつつ、日本の政党が取り組むべき方策について述べる。

政党の取組を加速させるためには、外部的誘因を与えることも有効である。その際に政党助成制度の活用が考えられる。４では、顕著な効果を挙げているフランスの事例を参照し、日本においていかなる制度設計が可能なのか、その法的課題とともに検討する。

国会については、「ジェンダーに配慮した議会」の視点に基づき、議会規則・慣行や立法過程、議会事務局等について見直しが必要であろう。５にて国際潮流や地方議会での取組を参考に、取るべき方策を提案する。

最後に、女性の政治参画への阻害要因となっているハラスメントについて、実効性のある対応策を講じることも喫緊の課題である。責任主体として政党と国会のそれぞれが対応すべきであることから、６において述べる。

３　政党の自主的な取組

(1)　政党の自主的な取組を考える視点

女性の政治代表を増やすためには、政党が自主的により多くの女性を擁立することが欠かせない。それを促すために、改正候補者男女均等法４条では、政党に対して努力義務として①公職の候補者の数に係る男女それぞれの数値目標の設定、②公職の候補者の選定方法の改善、③公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成を求めている（④ハラスメントについては６で扱う）。それぞれについて一層の効果を得るために、どのような取組が検討されるべきかを見ていこう。

候補者における男女の数値目標とは、一定年数以内に一定割合を達成することを機関決定するものであり、目標を達成するためには候補者選定過程の改善と人材育成を含む政党の組織改革が必要である。その意味で、これらが４条に規定されていることには合理性がある。なお、数値目標よりも厳格な制度として政党が自主的に**クオータ制**（→用語解説②）を導入することも考えられる。その場合には、党則等によって女性ないしは男女の割合の下限または上限を定めることになる。いずれの方策を講じるにせよ、政党の組織改革と組み合わせることで効果を発揮する[19]。

共通の政治的目的を有する者が組織する団体である政党は、独自に定めるルールに則って、選挙で擁立する候補者を選び、また、候補者として選定されるにふさわしい人材の育成を行っている。こうした政党による候補者選定や人材育成がどのように実施・運営されているのかについて、組織の外部の者が具体的に知ることは難しい。特に、候補者選定過程に関しては、政治学研究では「ブラックボックス」[20]や「政治の秘密の花園」[21]という表現を用いて、その特徴を捉えてきた。しかしながら、議会制民主主義の政治により高い程度の透明性や包摂性、応答性が求められるようになるにつれ、候補者のリクルートメントや選定のあり方と民主政治の質の関係に批判的検討が加えられるようになった。世界の 28 か国の 130 の政党の候補者選定過程を比較分析した研究によると、開放性の高い民主的な候補者選定過程は民主政治への満足度と相関していると報告されている[22]。また、既存の研究によれば、予備選挙の活用には、候補者や政党への関心を喚起する効果がある[23]。

日本においても 1990 年代以降、候補者選定過程に公募を取り入れるなど選定過程の開放性を高める方向での政党組織の改革、政党独自の人材育成のイニシアティブ、資金提供などの経済的支援が実施されてきた[24]。しかし、政権交代が稀であることに加え、より多くの当選者を輩出する既存の大政党では多選制限がなされておらず、また現職が

優先される傾向が強く、議員の交代が限定的であることから、結果として、女性を含めて従来とは異なるタイプの候補者が擁立されにくい制度環境となっている[25]。そこで、日本において国政レベルでの女性議員を増やすためには、従来とは異なるタイプの候補者である女性の新規参入を促し、かつ当選可能性を高めるための、人材育成と候補者選定・擁立に関する制度的な工夫が不可欠となる。こうした政党の組織改革は、有権者の政党への関心を高め、政党組織の透明性と応答性を改善することを通じて民主政治の質の向上にも資すると考えられる。

(2) 諸外国の好事例：イギリス労働党と保守党の政党組織改革

イギリスでは、1990 年代から 2000 年代に至る過程で、政党が独自に党所属の女性議員の増加を目的とする政党組織改革を実施した。イギリスでの改革の焦点は、①党執行部の主導による政党クオータ制や男女同数の候補者リストの作成に加え、②女性候補を当選可能性の高い選挙区に優先的に配置する仕組みの導入、③女性政治家、候補者、党員を育成し、彼女たちの活動を支援してエンパワーするための党組織の改革であった[26]。以下、順に見ていく。

イギリスの下院である庶民院（The House of Commons）において女性議員数が前回総選挙の実績であった 60 名から 120 名に倍増し、女性議員の割合が 18%にまで上昇したのは、保守党から労働党への政権交代が実現された 1997 年総選挙を通じてのことであった。下院の選挙制度は、比例代表制に比べて女性議員が選出されにくいとされている小選挙区制であり、1997 年総選挙以前の女性議員割合が 10%以下であったように、国政への女性の進出に関して、イギリスは他のヨーロッパ諸国に対して遅れをとっていた[27]。こうした状況に変化を引き起こしたのが、当時の野党である労働党であった。1997 年総選挙に至る過程で、労働党は政権交代を実現するための方策として党所属の女性議員を増やすことを狙い、そのための手段として「**女性指定選挙区**」（All Women’s Short Lists）（→用語解説③）という革新的な政党クオータ制を 1993 年の党大会で導入し、女性限定での候補者選定を広く実施するようになった[28]。

「女性指定選挙区」の効用は、この制度により実際に女性候補者の選出が促されたことだけに限定されない。1997 年総選挙では、当選可能性が高い主要選挙区に配置された労働党の女性候補の割合が 50%を超えていたことに加え、女性指定選挙区の使用が地方組織に義務付けられたことで、女性候補に対する差別的な見方や認識、取り扱いなど、候補者選定過程に実際に存在したジェンダー・ステレオタイプに根差す女性の選出を阻む障壁が具体的に炙り出され、候補者選定過程の改革を実行する際の焦点がより明確となった。さらに、「女性指定選挙区」の導入は、女性候補に対する「需要」が労働党に存在するというメッセージを有権者に広く伝える効果もあり、このことは、女性たちが候補者として名乗りをあげることへの後押しともなった。このように、「女性指定選挙区」の導入と実施は、一定の波及効果も伴うものであった。

その後、イギリスでは、労働党政権下の 2002 年に性差別禁止法（Sex Discrimination Act）が改正され、政治代表の構成において性別間の不均衡が存在する場合、候補者選定

過程にクオータ制を含む積極的是正措置を用いることは性差別には当たらないと規定されるようになった。実際、2019 年総選挙の結果として党所属の女性議員割合が 50%を超えたことから、労働党の全国執行委員会に対して法律家による助言がなされ、この助言を踏まえて、「女性指定選挙区」の使用は 2022 年以来、停止されている。言い換えれば、イギリスでは、クオータ制は、政治代表の構成に現に存在している不均等を是正するための一時的な措置として用いられている。

政治学では、特定の政党が実施した組織改革が他党に取り入れられることを「伝播」（contagion）現象として議論してきたが[29]、「女性指定選挙区」にも一定程度、他党への伝播は確認されており、現在、この制度は自由民主党でも実施されている。この点で興味深いのは、労働党に対して二大政党制のもう一方の極をなす保守党の動向であろう[30]。保守党は総じて現在に至るまで、「女性指定選挙区」に対して明示的な反対の立場を表明しているが、他方で、2000 年代半ばから 2010 年にかけて自由民主党との連立政権による政権交代を実現した過程においては、後に首相となるデーヴィッド・キャメロンがリーダーシップを発揮して、党所属の女性議員を増やすために、党執行部で作成する「優秀な候補者」を記載した A-List（「プライマリー・リスト」とも呼ばれる）を男女同数で作成した。加えて、候補者選定過程でジェンダー・ステレオタイプが影響し、女性が不利となる可能性をなるべく取り除くための制度改革に着手している。例えば、予備選挙を導入する、候補者を選出する際に「大演説」を行うことに代えて「質疑応答」の機会を設ける、候補者選定を行う地方組織からは独立した司会者が取り仕切る「面接」方式を導入する、候補者選定を実際に行う人員に対する研修の機会を設ける、候補者選定を行うパネルに党員以外の者が参加する「コミュニティ・パネル」を活用するといったことが奨励され、候補者選定過程の透明性と開放性を高めるための改善の努力が行われた。もっとも、地方組織は A-List に記載された候補者の「質が低い」といった理由でリストの使用に激しく抵抗し、最終的には A-List からの候補者選定を地方組織に強制するには至らなかった。それでも、こうしたトップダウンの改革のもと女性候補者は増加し、2010 年総選挙では、前回 2005 年総選挙の 17 名という実績に対して 49 名の女性議員が当選している。

イギリスの事例から見えてくるのは、政党がクオータ制を導入したり、男女同数の候補者リストを作成することに加え、こうした制度改革を党執行部が責任をもって実施し、当選可能性の高い選挙区に女性候補を擁立することで、党所属の女性議員が着実に増加することである。もっとも、労働党の「女性指定選挙区」と比べて、保守党の A-List は適用範囲が限られ、こうした両党の方針の違いが、女性議員の増加の程度の違いに反映されているように見受けられる（⇒参考資料３）。加えて、労働党において「女性指定選挙区」の使用が一時期差し止められていた間に候補者選定が進んだ 2001 年総選挙では、党所属の女性議員割合は低下しており、政党クオータ制を施行する意義が窺われる。

なお、クオータ制を通じて選出された女性候補者が時に直面する偏見の一つとして、政治家としての能力が劣るという主張がある。しかし「女性指定選挙区」を通じて選出された労働党女性議員のパフォーマンスを他の下院議員と比較・検証した研究によれば、

この制度によって資質や能力に劣る議員が選出されているとは実証されず、むしろ、議員活動に熱心な議員を下院に送り出すことに役立っていると結論されており、こうした結果は異なる方式の政党クオータを活用したスウェーデンにおいても確認されている。これらの実証研究からは、クオータ制活用の影響として、「資質や能力」に劣る議員が選出されるという言説を裏付ける結果は得られていない[31]。

その上で、イギリスの例では、女性候補者の数に焦点を当てた取組の有効性は他の政党組織改革によって補完されていたことを確認する必要がある。労働党では、党所属の女性議員を増やす方策の一環として、党執行部、政党職員、候補者選定過程に関わる党員についても、男女同数の数値目標が設定された。また、積極的に女性候補者の人材育成を行うために、女性党員のネットワーク化を進め、研修の機会や経済的支援を提供している。保守党でも、メンター制度の設置や研修の機会を提供するだけではなく、前述のように、候補者選定過程に関わる者を対象とした研修を行った。また候補者選定組織の構成をジェンダーの観点から再検討し、改革を行ったことで、党での活動や候補者選定過程において女性が差別的な認識や取り扱いの対象とされることを防ぐ努力がなされた[32]。ただし、政治学の既存の研究では、女性候補者への需要を創出する上で強い効果を持つクオータ制や数値目標の導入に対して、女性に立候補を促すための研修の機会の提供を通じた人材育成や資金援助といった支援策は、前者の効果をより高めるという補完的効果はあるが、単独で強い効果を持つわけではないことが指摘されている[33]。

(3) 日本の現状と取るべき方策

日本においても候補者男女均等法４条に規定された取組を政党が自主的に実施するようになってきた。とりわけ、女性候補者の数値目標の設定は 2018 年に候補者男女均等法が策定されたときから盛り込まれており、2025 年４月時点で８政党が掲げるまでに至っている。候補者の男女均等を実現するには、全政党において設定されることが望ましい。30%や 35%といった目標を掲げる政党については、それを達成したならば、40%、50%へと引き上げていくことも必要である。つまりは、候補者における男女同数が実現するまで、政党幹部は責任をもって女性の擁立に向けて継続的に努力する必要があるといえる。

数値目標が真に効果を発揮するには、政党組織のあり方についても見直しが必要である。そもそもの課題として、政党の意思決定の場に女性が少ないという問題をどの政党も共通の課題として抱えている。政党組織のあり方をジェンダー視点から再考し、男女比が偏っている人事配置を見直すことが求められる。特に党幹部（地方組織を含む）及び職員の男女均等を図るべきであろう。

候補者男女均等法が改正された際に、候補者選定過程の改善と人材の育成に関する規定も加わった（４条）。まず候補者選定過程の改善について、日本の一部の政党ですでに取組まれていることとしては、女性限定の公募、候補者選定機関への女性議員の登用やジェンダー関連部署の担当者の参画、候補者の検討段階において女性議員の意見の反映、ジェンダー平等や多様性の観点に基づいた候補者選考、地方組織への女性候補者の

積極的擁立の呼びかけ等がある[34]。これらはどれも有用な取組であり、多くの政党において実施されることが望ましい。さらには、候補者を選定する組織等の構成員の男女均等を図るとともに、候補者選定基準についてジェンダー視点から再考し、結果的に女性が不利になっている状況を改善する必要がある。候補者の多様化を促すために、選定過程の透明化を図ることも検討すべきであろう。具体的にはイギリスの事例を参考に、新たな候補者が現職に公開の場で挑戦する機会として予備選挙を実施する、候補者の選定基準を明らかにし、選定結果について説明をする、選定過程を開示する等が考えられる。候補者選定に携わる人員に対しては、候補者選定の際にジェンダー・ステレオタイプの影響を受けないよう研修を行うことも有益である。

人材の育成について、すでに取組まれていることとしては、女性向けの政治塾、女性議員向けの研修、メンター制度、党内の女性議員ネットワークの構築等の取組がある[34]。これらも有用な取組であることから、なるべく多くの政党で実施されることが望ましい。さらには、地域レベルで女性議員と女性党員・サポーター・有権者とのネットワークを構築することも有用であろう。

候補者男女均等法４条には盛り込まれていないものの、女性支援策として政党が取組んでいることに、女性候補者への追加的資金援助、男女を問わずケアラーに対する資金援助、オンライン会議の活用などがある[34]。これらの取組も広がることが望ましい。女性支援に対して党内理解を深めるためには、総じて女性は男性よりも政治参画に必要な資源に乏しいことや社会的障壁に関する知見を共有することも有益と思われる。

最後に、女性候補者を増やすだけではなく、実際に女性議員が増えることが、男女共同参画の民主政治の実現には必要である。女性候補者が当選する可能性を高めるためには、政党幹部が責任を持って候補者擁立の方針を定めるべきである。例えばイギリスでは女性を勝てる選挙区に積極的に擁立している。日本においても、現職が引退する選挙区に女性を積極的に擁立する、衆議院の比例名簿の上位に女性を登載するなどが考えられる。

４　政党助成のあり方の見直し

(1)　日本の政党助成制度

ここまで女性の政治参画を進めるための政党の自主的な取組について論じてきた。現行の候補者男女均等法も政党の自主的な取組（努力義務）に期待している。しかし、政党が選挙での議席獲得を目指すものである以上、女性候補者の擁立を優先するとは限らない。実際、政党の自主的取組に任せてきた結果、女性議員割合の増加は緩慢なままである（⇒参考資料２）。とはいえ、例えば比例名簿について候補者男女均等の条件を満たさなければ選挙管理委員会で受理しないなどの法的に強制力のある措置をとることは、政党の自由や**立候補の自由**（→用語解説④）に反する。そこで法的強制を回避しつつ、政党の自主的取組を後押しするような外部的誘因の制度化を考える必要があるのではないか。本見解は、政党に対する国庫補助制度を導入している国のなかには、交付金配分額の算定に際して、各党の女性議員割合や女性候補者割合を考慮することによっ

て、政党にインセンティブを与え、女性議員増加を図ろうとしているところがあることに着目し、一つの方策として、政党助成制度の活用を提案する。検討に入る前に、日本の政党助成制度について確認しておこう。

日本では、1994 年に政治改革の一環として政党助成法（平成６年法律第５号）が成立し、新たに政党に対する国庫補助制度が導入された[35]。政党に配分される交付金の総額は人口に 250 円を乗じて得られる額とされており、交付金総額の２分の１は所属国会議員数に応じて（議員数割[1]）、残りの２分の１は国政選挙における得票数に応じて（得票数割）、所属国会議員が５人以上であるか、または、所属国会議員が１人以上おり、かつ、国政選挙での全国を通じた得票率が２％以上であった政党に対して配分される（２条、７～９条）。資源は無限ではないため、政党交付金の配分基準と配分対象が設けられることには合理性がある。政党助成法は「国家が助成を通じて政党の政治活動に干渉することを避けるべきであるとの観点」から、「政党の活動の内部に立ち入らずに、政党の政治活動の結果を示すことができる外形的基準」[36]を採用している。

政党交付金の総額は 2020 年の国勢調査人口によって計算すると約 315 億円に上り、政党国庫補助制度を有する国々のなかでも高額である。多くの政党が収入総額の３分の２以上を交付金に依存している（ただし、共産党は政党国庫補助制度自体に反対しているため、政党交付金を受け取っていない。なお、政党助成法は、「交付を受けようとする政党」の届出を起点とする交付手続きを定めており（５条、６条）、政党には、政党交付金を受給しない自由がある）。

この制度については当初から、政党助成が政党を過度に国家に接近させ、市民社会に根差した「自由な結社」としての性格を失わせる危険性が指摘されてきた。政党助成法制定時には、政党が過度に交付金に依存する事態を防ぐ措置として、交付金の上限を各党の前年度の収入額の３分の２に制限する、いわゆる「三分の二」条項（旧９条）が設けられていた。しかし、1995 年 12 月の法改正（平成７年法律 136 号）により、該当部分は削除された。立法趣旨として、「政党の自助努力による収入の状況、財政基盤には相当の差異があり、三分の二条項があるために、結果的に各党に交付される政党交付金の額に不平等が生じるおそれがあること、また、政党の運営の当否は最終的には選挙を通じた国民の審判にゆだねるべきであることから、政党がその運営においてどの程度政党交付金に依存するかの選択については政党の自主性を認めるのが適当であること等の理由」[37]が挙げられた。政党が国家からの交付金に依存する事態をある程度認めつつ、その財政基盤を保障し、「政党の政治活動の健全な発達の促進及びその公明と公正の確保を図り、もって民主政治の健全な発展」（１条）を実現することが目指されたといえる。

[1] 衆議院議員選挙区選挙及び一部の参議院議員選挙区選挙の選挙制度として小選挙区制を採用していることに鑑みると、議席数を尺度とした配分基準は、政党支持率に比して多数党に有利な配分結果を帰結する可能性が高い、という疑義がある（植松健一、「憲法と政党」、只野雅人編、『講座立憲主義と憲法学第 4 巻統治機構Ⅰ』、信山社、2023 年、69 頁以下）。

政党助成法は、政党の政治活動の自由を尊重する観点から、国が政党交付金の交付に当たって条件をつけることやその使途を制限することを禁じている（４条１項）と同時に、「政党は、…その責任を自覚し、その組織及び運営については民主的かつ公正なものとする」（同条２項）と規定している。政党交付金の配分は「民主政治の健全な発展」を目的とし、受給に伴う責任が政党に課せられている。

政党助成に規律を盛り込むことにはすでに前例がある。2025 年の政治資金規正法等の改正法律（令和７年法律第２号）では、政党に所属する国会議員が政治資金又は選挙に関する犯罪で処罰された場合には、政党交付金の議員数割部分のうち、その議員に割り当てられる額の交付をしないこととするため、１年以内に必要な法制上の措置をとる旨の規定（附則 10 条）が追加された。

かかる政党助成制度の下で、女性候補の擁立を促すために、具体的にどのような制度設計が可能なのであろうか。この問題を検討する素材として、日本と政党助成制度が近似し、顕著な成果を上げているフランス下院（国民議会）の例を次に紹介する。

(2)　諸外国の好事例：フランスの政党助成

フランスは、革命期の 1792 年に世界で初めて財産要件を問わない普通選挙を実施し、19 世紀半ば以降は一貫して普通選挙制度を堅持してきた。しかし、この「普通」選挙は男性のみを対象としたもので、女性の参政権は 1944 年になってようやく認められたに過ぎない。その後も、国会や地方議会への女性の参画はなかなか進まなかった。下院の女性議員割合は 1990 年代半ばまで日本の衆議院と大差ない５％程度に低迷し、ようやく１割を超えたのは 1997 年総選挙後のことである。当時、北欧諸国ではすでに女性議員比率が 30％を超え、隣国ドイツも 1990 年には 20％に達しており、フランスはＥＵ諸国中の最下位グループという状況だった。

こうしたなか、フランス国内において政治分野における男女同数（パリテ parité）を目指す女性運動が高まり、政治を動かしていく。1999 年７月には保守のシラク大統領と社会党のジョスパン首相の「保革共存」政権の下で憲法改正が実現し、憲法３条の末尾に「法律は、選挙によって選出される議員職と公職に対する女男の平等なアクセスを促進する」との１項が追加された（この条項は、2008 年の改正後、共和国の基本原理を定める１条に移動している）。また、４条には「政党及び政治団体は、法律の定める要件に従って、３条最終項で表明された原則の実施に貢献する」との文言が加えられた。

2000 年以降は、憲法改正の趣旨に沿って各レベルの議会で男女同数化を図るため、選挙制度等の改革が次々に実行されてきた。2025 年５月現在、候補者名簿に対して投票する方式で実施されている欧州議会議員選挙、上院（元老院）議員選挙（ただし、比例代表制の適用は定数３以上の選挙区のみ）、レジオン（州）議会選挙、コミューン（市町村）議会の選挙では、男女を交互に登載した名簿の作成が義務づけられている。また、県議会選挙では、従来の小選挙区（１人区）をすべて２人区に再編し、男女ペアでの立候補を義務づけるという大胆な改革が実現した。その結果、地方議会のレベルでは、これまでにほぼ男女同数が実現している[38]。

しかし、下院議員選挙は、小選挙区２回投票制（衆議院などの小選挙区制（小選挙区単純多数制）とは異なり、第１回の選挙で有効投票の過半数を獲得した候補者がいない場合には上位得票者のみで第２回の投票を実施し、最多得票者が当選となる仕組み）で行われているため、女性議員を増やすために強制的な措置をとるのは難しく、政党助成を用いた誘導策を用いることとなった。

政党に対する国庫補助制度は1988年に導入され、その後の改正を経て、補助総額の半分を下院議員選挙における得票数によって（第Ⅰ部分）、残りの半分を所属国会議員数に従って（第Ⅱ部分）、各政党に配分していた。これに対して、2000 年の改正により、第Ⅰ部分について、候補者の男女比率の乖離に応じて減額支給することとしたのである。具体的には、女性候補者数と男性候補者数との差がその政党の候補者数の２％を上回った場合に、減額支給が適用される。減額率は、男女の候補者比率の差の50%から順次引き上げられ、2014年以降は150%とされている。かりに候補者の60%が男性だったとすると、男女比の差が20%ポイントになるので、これに150%を乗じた30%が交付金から減額される計算である（（60-40）×1.5）（⇒参考資料４）。

なお、この措置に対しては、憲法の定めるパリテの目的に照らして不均衡な金銭的制裁であるとして提訴されたが、憲法院は、制裁ではなく、憲法の目的に沿った公的助成の配分調整にすぎないと判断した（2000-429 DC du 30 mai 2000, cons.12 et 13）。

当初、政党の対応はまちまちであった。とりわけ、多数の男性現職議員を擁する政党は女性候補擁立に消極的で、擁立する場合も現職がおらず新人の当選は困難と考えられる選挙区に配置する傾向にあったため、女性議員の増加は限定的であった。しかし、選挙を重ねるうちに徐々に効果が現れ、女性議員割合は2012年の総選挙後に26.9%、減額率が150%に引き上げられた2017年総選挙では38.8%まで伸長した。2025年１月現在の下院における女性議員割合は36.2%、世界185カ国の議会（二院制の場合は下院）のうち42位となっている[39]。

(3)　取るべき方策

法的強制を回避しつつ、女性候補者をより積極的に擁立するよう、政党の行動変容を促す方策として、フランスの下院について実施されている政党助成制度の活用は、検討に値する。もっとも、フランスでは、この制度改革に憲法改正が先行していた。フランス憲法院は、パリテ条項の存在によって憲法上の目的を同定し、目的達成手段の合憲性を判断している（2000-429 DC du 30 mai 2000, cons.7）。 これに鑑みれば、日本国憲法の下で政党助成制度の活用を制度設計するに際しても、目的と目的達成手段の合憲性について検討する必要がある。

日本国憲法にはパリテ条項は存在しないが、候補者男女均等という目的は、憲法が要請する政治における男女の機会の平等を実質化するものである。立法府が、パリテを理念とする候補者均等法を全会一致で制定した[40]ことからも、その憲法的正当性が確認できる。目的達成手段については、候補者均等法が政党の自主性に委ねるにとどまっていることから、フランスで実践されている方式を採用するにあたっては、法規範的基礎

を提供する憲法に遡って、憲法適合性が判断されなければならない。以下では、政党、政党の自由の憲法上の位置づけを確認した上で、政党助成制度に対する憲法上の制約について論じる。

日本国憲法は、第二次世界大戦後制定された多くの憲法典が有する**政党条項**（→用語解説⑤）をもたず、21 条で「結社の自由」に言及するのみだが、選挙や国会運営をめぐり、政党は、現行法上、統治機構の一翼を担うものとして位置付けられている[41]。政党は、「政治上の信条、意見等を共通にする者が任意に結成する政治結社」として高度に自律的存在であり、「国民がその政治的意思を国政に反映させるための最も有効な媒体」で、「議会制民主主義を支える」[42]公共的な政治的役割を担う。政党自体は社会の領域に位置するが、「選挙に参加して公職の候補者を提示し、また当選した公職の担い手の政治活動を支えることなどを通じて、国民と国家のあいだの政治的なコミュニケーションを取り持つ」[43]点で、結社一般とは区別される。「有権者の支持を獲得」して統治に参画すれば、当該政党の構成員にとどまらず、「非構成員に対しても、強制力をもった統治権力を行使することになる」[44]。

政党は憲法上の「結社の自由」を享受する。その組織及び運営は、構成員の自由な意思によって行われるのが原則である。ただし、ここでいう「自由」とは、国家による規律から可能な限り自由であるべきことを意味するものではない。政党の自由は、個人の自由と違って自己目的ではない。個人の基本的権利は、根底で「個人の尊厳」と結びついており、他人の権利や公共の利益を害しない限り、各人が自由を行使して自己の生を自ら形成する。一方、政党を含めた社会組織は、その種の固有の尊厳をもたない。社会組織の自由は、その組織が個人の自由や社会公共の利益に奉仕することを前提として、憲法上保障されているのである[45]。政党の自由の基礎が憲法上の国民主権と代表制の原理にある以上、議会制民主主義のメカニズムが適正に機能するために必要かつ合理的な制約を受けることは排除されない。そして、憲法が予定する議会制民主主義は選挙を中心とした仕組みであるから、候補者を提示して政治的な公共空間で人々の支持を訴える政党は、公共に対して、積極的に「議会制民主主義を支える」責任を負う。その範囲において、内部事項を含め、政党の対外的責任は免除されない[46]。

政党が結社の自由を享受する存在であることから、憲法上、政党は国庫から資金的助成を受ける権利をもたない。政党は、本来自分で自己資金を獲得して活動するのが原則である。とはいえ、資金調達力に差があると、政党間に財政基盤の格差が生じ、競争的な政党システムの発達を阻害するおそれがある。政党の活動は政治的意思形成の領域で行われ、この意思形成の結果である多数決には、多数党を支持しない者を含めたすべての者が従わなければならない。多数派の統治に服することが承認されるのは、少数派が新たな多数派になる公正な機会が保障されているからである。政治的意思形成領域における政党の機会の平等の確保は、議会制民主主義の存立にかかわる。資金補助によって資金調達力の弱い政党の財政基盤を強化し、競争上の機会均等を促進することは、政党が一般結社と区別される国民の政治意思形成領域で特別な機能を果たす存在であることに鑑みて、憲法上許容されるといえる。国家から政党への金銭給付は、具体的な制度

設定にもよるが、受給政党の自由を直接に侵害するわけではない[2]。一方、政治的意思形成領域における開かれた政治的競争と、これに対する国家の中立性から、政党に対する国庫助成は、政党間の平等を害するものであってはならない。

以上を踏まえるなら、フランスの例に倣って、政党交付金のうち得票数割の部分について、外形的基準である候補者の男女比に応じて各政党に対する配分額を減額することは、憲法上許容される。増額措置は政党に文字通りインセンティブを与えることになるが、すでに多額の交付金が配分されており、憲法上当然である公共的責任を果たすことにいかなる名目で「増額措置」をとるのか、国民に対して説得的な理由を見出すことは難しい。一方、減額措置は、政党交付金への依存率が高い政党には制裁措置として受け止められるが、痛みがないようでは意味がない。とはいえ、政党の政治活動が実質的に不可能になるほどの減額は、政党間の平等を損ない、政党助成制度の本来の趣旨をも危うくする。現在の国会議員選挙における女性候補者割合に鑑みると、最初から高い減額率を採用することは不適当であり、慎重な制度設計が求められる。

したがって、①「得票数割部分全体での減額措置ではなく、まず「比例代表部分」を対象とし、選挙区に広げていくという段階を踏む」といった工夫が必要になろう（フランスの経験で明らかになっている「抜け穴」の利用（13 頁、41 頁（参考資料４））を防ぐことにもなる）。またその上で、②対応準備のための猶予を見込んで施行時期を設定する、③当初は、男女比の差が 30 ないし 40%ポイント程度までは減額対象にしない、④減額率も低率から徐々に引き上げるようにする、などの激変緩和措置が考えられる。

なお、女性議員を増やす目的であれば、より端的に、議員数割について、その一部を所属女性議員数に応じて配分するなどの方法も考えられる[47]が、本見解は「男女の候補者の数ができる限り均等となること」を目指す候補者男女均等法の理念（２条）を前提とするため、この手段は適切ではない。

５　女性の政治参画の促進に向けた議会改革

(1)　「ジェンダーに配慮した議会」の視点

女性の政治参画を促進するにあたっては議会も重要な責任主体であり、参画の障壁を包括的に解消する役割が求められる。その際に参考になるのが「ジェンダーに配慮した議会」の視点である[48]。

列国議会同盟（Ｉ Ｐ Ｕ）は 2012 年に「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」を採択し、ジェンダーに配慮した議会を、「その構成、組織構造、運営、方式及び業務において、男女双方のニーズ及び利益にかなう議会」だと定義した[49]。つまり、女性の完全な参画を妨げる障壁を取り除き、社会への規範・手本を示し、ジェンダー平等推進のために議会運営や資源を効果的に活用すること、さらには、議員や職員・秘書の間で男女の対等な関係を築き、女性が働きたい、貢献したいと思える場にすることを求め

[2] 「政党交付金は公金補助であるから、受給要件・報告義務・公開要件などが当然に求められる」。具体的な制度設計が、「特定の政治的立場を前提としたり、政党の内部的自治領域に不当に深く入り込むことになれば、結社（政党）の自由を侵害することになる」（佐藤幸司、『憲法［第３版］』、青林書院、1995 年、130 頁）。

た。女性の政治参画の観点からは女性議員の数だけではなく、議会という制度・文化をジェンダーに配慮したものへと変革することで、社会への規範を示すことが求められているのである。なぜなら、女性議員が一定程度増えたとしても、議会文化が男性中心的なままでは、ジェンダー平等の推進力が発揮されないからである。政治の場をエコシステム（生態系）と捉え、多様な議員が参画できる場となるよう議会規則・規程、慣習、建物の設計を見直すことが必要である。

「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」は参議院事務局によって翻訳され[49]、日本においても一定の認知がある。そこではジェンダーに配慮した議会を以下の７項目を実践する議会だと定義している。すなわち、①議会のあらゆる機関及び内部組織の構成員数における男女平等を推進し達成する、②自国の議会に適したジェンダー平等のための政策枠組みを策定する、③全ての業務においてジェンダー主流化（あらゆる政策、施策、事業について男女が平等に恩恵を受けられるかを考えて企画・実施すること）を推し進める、④女性の権利を尊重する組織文化を育み、ジェンダー平等を推進し、仕事と家庭の両立が図れるよう、男女双方の議員のニーズと実情に対応する、⑤ジェンダー平等を追求し擁護する男性議員の取組を認知するとともに活用する、⑥ジェンダー平等の推進と達成に向けて、各政党が積極的な役割を果たすように促す、⑦議会スタッフにジェンダー平等を推進する能力と資源を備えさせ、女性上級職の採用と定着を積極的に奨励し、議会運営の業務全般におけるジェンダー主流化を徹底する。

2022 年にはＩＰＵ総会にて「キガリ宣言」が採択され、ジェンダー平等とジェンダーに配慮した議会に向けて議会が取るべき５つの主要な行動と今後 10 年間に実施すべき 10 の行動を確認した[50]。そこでは、ジェンダーに配慮した議会の進捗具合を 10 年間で２回評価すること、男女比及び様々な立場の女性をバランスよく代表する運営委員会が調査結果・勧告をフォローアップすることが含まれている。

さらに、「キガリ宣言」に盛り込まれた重要な提言を示すと、ジェンダー平等に関する委員会を設置すること、女性議員連盟を創設し女性議員の議会活動を支援すること、議会の役職の男女比に関する公的な規則を設け、議会活動に男女が対等に参加できるようにし、一方の性別だけで構成される委員会を禁止すること、議会のあらゆる活動方針にジェンダーへの配慮、ジェンダー平等、ジェンダー主流化とジェンダー予算を組み込むこと、議会での女性に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント、いじめを許さないことを目的とした厳格な政策を導入し、強力な制裁を伴う独立して効率的な苦情処理手続きを確立することがある。

ジェンダーに配慮した議会を実現する方策として、ＩＰＵが作成した自己評価ツールキットを活用し、議会関係者が自己点検（内部監査）することが可能である[51]。例えば、イギリス議会は民主主義国家として初めてジェンダーに配慮した議会の観点から自己点検を 2018 年に実施した。国会議員による率直な議論を経てまとめられた報告書は 48 頁からなり、８頁の提言と 11 頁の統計資料が含まれる。その報告書に基づき産休中の議員に代理投票を認める制度改正が行われた[52]。

(2)　日本の現状と取るべき方策

日本では2022年に衆議院が、2023年に参議院が、ＩＰＵ自己評価ツールキットを活用したアンケート調査を実施した。衆議院及び参議院の「ＩＰＵジェンダー自己評価『議会のジェンダー配慮への評価に関するアンケート調査』報告書」は国会議員の現状認識を浮き彫りにする貴重なデータとなっている[53]。ところが、アンケート調査の分析・評価、それに基づく行動計画が策定されておらず、フォローアップ体制も構築されていない。衆議院・参議院は早急に男女バランスの取れた構成員から成る委員会等を設置し、アンケート調査結果に基づく行動計画の策定を行うべきである。８割近い国会議員が回答する貴重なデータを国会が有しながら、それを活かしきれていないのは極めて残念である[54]。

アンケート調査結果は男女の国会議員の認識差を浮かび上がらせた[55]。例えば「現在の国会における女性議員の数は十分と考えますか」に対して「不十分」と答えたのは、衆議院では男性56.7%、女性84.6%、参議院は男性45.6%、女性69.5%、「国会への女性の参画拡大は妨げられているか」に「そう思う」寄りの回答をしたのは、衆議院は男性45.4%、女性71.8%、参議院は男性　48.7%、女性　70.0%であり、顕著な差がある。女性の政治参画が妨げられる理由としては、「育児・家事負担が女性に偏っていること」、「地元活動を含む政治活動の負担が重いこと」が圧倒的に多かったことに留意すべきであろう。

また、「一定数の女性の議員を確保するための仕組み（制度）は必要だと思いますか」の問いに対して、「必要」寄りの回答は衆議院で男性47.0%、女性71.8%、参議院で男性44.9%、女性　75.0%であった。この質問でも男女差が大きく、それは女性が直面する政治参画の障壁を男性議員があまり認識していないことも一因と思われる。本調査が明らかにした認識のジェンダーギャップを国会議員間で共有することが重要であろう。

ＩＰＵ自己評価アンケートではジェンダー主流化についても尋ねている。「既存の法律及び法案が、女子差別撤廃条約及びその他の国際的なジェンダー平等の義務に適合していることを、国会でどのように確認していますか」に「確認している」と答えたのは衆議院で24.1%、参議院で28.6%しかいなかった。「法律の女性と男性双方への異なる影響を把握するために、国会ではジェンダー平等の観点から法律を検証していますか」に「検証している」寄りの回答は、衆議院、参議院でそれぞれ男性23.3%、26.8%、女性で 7.7%、13.4%である。「予算及び決算の審査は、常にジェンダー平等の視点から適切に行われていますか」に「行われている」寄りの回答をしたのもわずか約16%である。国会議員の認識としても、国会がジェンダー視点から法律や予算を検証しているとはいえないようである。

では、国会審議にジェンダー主流化を位置付けるには、どのような改革が必要だろうか。自由記述欄に挙がったものとしては、「予算委員会においてジェンダーの視点から審議する日程を確保する」「全ての委員会においてジェンダーの視点から審議する日程を確保する」「ジェンダーに関する特別委員会を設置する」「議院運営委員会にジェン

ダー平等を推進する小委員会を設置する」等があり、どれも真剣に検討すべき提案である。

「女性と男性双方への異なる影響を把握するため、国会でジェンダー平等の観点から、法律を検証し、また、国会内のルール（国会法・衆議院規則・先例）を検証する機関を設置する必要があると思いますか」に対して、衆議院、参議院でそれぞれ男性の 52.8%、52.0%、女性の 66.6%、73.3%が「賛成」寄りの意見を表明していることを踏まえ、議論の深化を期待したい。

イギリスにおいてＩＰＵ自己点検がなされ、ジェンダー視点に基づいた議会改革が進んだ背景には、研究者等による調査分析の蓄積があったことも指摘したい。サラ・チャイルズによる「よき議会」報告書[56]や、ローラ・コックスによる下院スタッフのいじめ・ハラスメントに関する独立調査報告書[57]があったことで、より深い議論が実施できたと思われる。日本でも学術研究と現場が協働しながら女性の政治参画の障壁を明らかにし、議会改革に向けた具体案を検討することが求められるだろう。

日本の地方議会については、候補者男女均等法の求める環境整備として、家庭との両立支援に係る会議規則の整備（出産、育児、看護、介護への欠席事由の適用拡大など）、旧姓の使用、自宅住所公開の制限などが進み[58]、取組状況を内閣府がウェブサイトで適宜公表することで、全国的な波及効果を生んでいる。しかし、国会の対応は鈍い。

これらを踏まえ、本見解では、①『議会のジェンダー配慮への評価に関するアンケート調査』の結果に基づき、行動計画を策定すること、②国会の委員会等の構成員ならびに役職者の男女比を会期ごとに公表すること、③議院運営委員会において、ジェンダーに配慮した議会運営を図るための機関を設けること、④全ての法律の審議過程においてジェンダー平等の視点から検討する機会を設けること、⑤議会事務局の調査局にジェンダーの専門家を配置し、政策秘書の研修にもジェンダー視点を含めること、を求めたい。これらの取組を通じて、国会において男女の議員が対等に意思決定に参画することが可能になるだろう。

６　政治分野におけるハラスメント対策

(1)　国際潮流と日本の現状

女性やマイノリティの議員は政治活動においてハラスメントにあいやすく、このことが政治参画を阻害する社会的障壁の一つを成している。この認識に基づき、「ジェンダーに配慮した議会」においてもハラスメント対策が盛り込まれている。

まずは国際的な潮流を確認しよう。2011 年に国連総会で採択された女性と政治参加に関する国連総会決議（A/RES/66/130）では、加盟国政府に対して、女性政治家や候補者に対する暴力、暴行、ハラスメントについての訴えを調査し、そうした攻撃を決して許さないゼロ・トレランスの環境を作り、行為者に対して責任を取らせるためのあらゆる適切な措置を講じることを求めた。2018 年に採択された女性と女児に対する暴力に関する決議では、国会及び政党に対して、行為規範と報告制度を設ける又は現行制度を見直し、セクシュアル・ハラスメント、脅迫、政治分野におけるあらゆる形態の女性に対す

る暴力に対してゼロ・トレランスで臨むこと明記するよう奨励した（A/RES/73/148）。2018 年には女性に対する暴力国連特別報告者のドゥブラヴカ・シモノヴィッチ氏が国連総会にて政治分野における女性に対する暴力に関する報告書（A/73/301）を提出した。

これらの国際的な認識の背景に、「政治における女性に対する暴力」(Violence against Women in Politics, VAWP）としてハラスメントを捉える視点がある。それは３つの特色を有する。①女性であることを理由に女性を標的とする、②性差別的な脅迫や性暴力など、ジェンダー化された暴力の形態をとる、③その影響は女性を意気消沈させることであり、とりわけ政治活動の継続を困難にする[59]。女性が女性であるがゆえに被り、女性が政治参画することを阻む効果を持つのが「政治における女性への暴力」である。ジェンダー差別に起因する暴力であることから、「ジェンダーに基づく女性に対する暴力」と呼ばれることもある。女性のみならず、性的マイノリティもジェンダー規範に抵触すると見做されて、暴力にあいやすい。

政治分野において生じるハラスメントはジェンダーに基づく暴力に起因するものだけではなく、政治的な動機を含む様々な動機や要因から男女の別なく被害に遭うものもある[60]。有効な対策を講じるためには、「政治における女性に対する暴力」の視点を取り入れつつ、あらゆるハラスメントを想定することが必要である。

(2)　国会及び政党が取るべき方策

政治分野のハラスメント対策に対して、政党と国会はどのような役割を負うのであろうか。ハラスメントが政治参画の障壁の一つを成していることから、その解消に努めることは政党及び国会の当然の責務であるといえよう。また、社会一般のハラスメント被害を防ぐためにも、国会には一層高い倫理規範が求められる。実は、日本は先進国としては例外的にハラスメント禁止法を持たない（差別禁止法も有していないため、差別に由来するハラスメント禁止も法定化されていない）[61]。そのために、政治分野におけるハラスメントを禁止することに特有の困難が伴うが、候補者男女均等法ではセクシュアル・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメント等への対応を国会に対して責務、政党に対しては努力義務として求めており、それを真摯に履行することが必要である。

ハラスメント対策を構築するにあたっては、①行為規範・ハラスメント規程の策定、②研修、③申立て手続の整備の３点が最低限必要である。これらを含む制度設計については、国際機関等によるガイドラインを参考にすることが望ましい。例えば、ＩＰＵは 2019 年に「性差別、ハラスメント、女性に対する暴力根絶のガイドライン」[62]を取りまとめており、全米州議会会議（National Conference of State Legislatures）[63]は 2017 年に望ましいハラスメント規程のポイントを示している（⇒参考資料５）。これらを参照しながら、上記３点に関する有効な制度を国会及び政党において構築すべきである。

第一の行為規範・ハラスメント規程の策定については、衆議院・参議院ともに政治倫理綱領と行為規範を定めているものの、それらは政治資金や利益相反を念頭に置くもので、ハラスメントに関する記述は見当たらない。地方議会では、地方自治研究機構の調

べによると、2024 年 12 月 26 日現在、85 の団体で 86 のハラスメント単独条例が策定されている。国会及び政党も、ハラスメント根絶の倫理規範を打ち立てるべきである。

第二のハラスメント研修については、内閣府が 2022 年に「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を作成しており、それが政党や国会、地方議会でも共有されている[64]。ただし、どの程度の国会議員が実際に視聴したかは不明である。今後は、国会・政党関係者に対して、少なくとも年１回の受講を義務付けるべきであろう。

さらに、研修素材や講演を視聴するだけではなく、参加型のワークショップを組み込み、それぞれの自覚を促す試みが有効であろう。ハラスメント研修の有効性に関する研究によると、組織防衛を目的とするようなコンプライアンスをベースとする研修には効果が乏しいことが明らかになってきている[65]。違法となるハラスメントを含む不適切な言動を示すだけではなく、あらゆる人が安心して政治に参画するために、自分自身はどのように振る舞うべきかについて責任を意識させるアプローチが適切である。

第三のハラスメントに関する申立て手続きとは、相談窓口を設置し、案件に応じて調査を実施し、調査結果に基づく処分を下し、被害者を救済する一連の仕組みである。利用者を広く設定し、申立てしたことによる報復を禁止し、調査の独立性を確保し、行為者が調査結果に納得できない時の異議申立て手続きを備える必要がある。

例えばイギリス議会では、独立した苦情処理手続き（Independent Complaints and Grievance Scheme, ICGS）を整備し、議会というコミュニティに関与するあらゆる人が相談できる体制を構築している[66]。いじめ、ハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントに関する規定を策定し、議員（現職・元職）、職員、秘書などが行為者となった事案に包括的に利用できる仕組みとなっている。独立性と専門性を兼ね備えた相談員が申立人からの相談を受け、調査が必要と認定されれば調査員による調査の段階に進み、調査報告の結果によっては処分につながる。調査報告が策定される前であれば、調停の可能性も開かれている。ハラスメントが生じた関係性によって責任主体が異なることから、相談フローが関係性ごとに細かく定められている点も特徴的である。

議員が申立ての対象となった場合は、議会倫理規範コミッショナー(Parliamentary Commissioner for Standards)が責任主体となる。調査員の初期査定に基づき、議会倫理規範コミッショナーが正式な調査を立ち上げるかを決め、一連の手続きを監督し、調査報告書に基づき措置・処分を決定する。謝罪、ハラスメント研修の受講、施設利用の一時停止といった議会活動に影響のない措置は、議会倫理規範コミッショナーの裁量で決められる。他方、議会出席停止や除名といった、議員がその職責を果たせなくなる処分については、独立専門家パネル（Independent Expert Panel, IEP）が決定する。議会倫理規範コミッショナーの決定に不服な場合も申立人・被申立人はそれぞれＩＥＰに申立てができる。政治分野のハラスメントは容易に政争の具となりやすい。ハラスメントを糾弾された議員は徹底して抵抗することも考えられる。したがって、ＩＥＰの設立はＩＣＧＳの肝といえるものである。ＩＥＰは再調査を行うものではなく、あくまで調査結果に基づく議会倫理規範コミッショナーの処分決定の適切性を判断するものであり、判断にあたっては、どのような要素を考慮するかについての基準が詳細に定められている。

国会はこのような手続きを整備していないが、政党については、2023 年 12 月現在、ハラスメント相談窓口を設けた政党が６団体、ハラスメント委員会を設置したものは２団体ある[34]。ただし、必ずしも相談を受け付けたあとの申立て制度が整備されている状況ではない。国会及び政党は、独立性が担保された申立て手続き及び調停の仕組みを整えるべきである。国会におけるハラスメント行為に対する処分は、懲罰制度と整合性を図った上で策定する必要がある[67]。

なお、地方議会の取組については、内閣府がハラスメント規定、相談窓口、研修の３点について、その実施状況をウェブサイト上に設けられた「市区町村女性参画状況見える化マップ」にて公開している[68]。地方議会の取組状況を比較できる優れたツールといえよう。これらの３点を単に実施するだけではなく、その中身について上述の内容に沿ったより有効な取組へと発展することが求められる。そのためにも、国会が率先してハラスメント対応を整備すべきであろう。

7　見解のまとめ

以上述べてきた見解を最後にまとめて提示する。

(1)　政党は、候補者選定過程が女性を含む多様な人材を登用する仕組みとなっているかどうかを点検し、男性への偏りを取り除くための一層の党内改革を行うべきである。具体的には以下の組織改革を実行することが期待される。

①　政党組織のあり方をジェンダー視点から再考し、男女比が偏っている人事配置を見直す。特に党幹部（地方組織を含む）及び職員の男女均等を図る。

②　候補者選定過程については、候補者を選定する組織等の構成員を男女均等にし、候補者選定基準についてジェンダー視点から再考し、結果的に女性が不利になっている状況を改善する。候補者の多様化を促すために、選定過程の透明化を図る。候補者選定に携わる人員に対しては、候補者選定の際にジェンダー・ステレオタイプの影響を受けないよう研修を行う。

③　女性候補者の人材育成及び支援を積極的に行い、女性の立候補を促すために党組織内外でのネットワーク化を進める。

(2)　政党は、候補者を擁立するにあたり、女性候補者割合の数値目標を定めるだけではなく、女性当選者が実際に増えるよう、幹部の責任において方策を定めるべきである。

(3)　国会は、政党助成制度を候補者男女均等法の趣旨を踏まえて再検討し、法の理念を尊重する度合いを考慮して、政党交付金の配分方法に反映させることが望まれる。例えば、政党交付金のうち得票数割の部分について、外形的基準である候補者の男女比に応じて、各政党への配分額を減額する措置が考えられる。制度化には憲法適合性を巡る議論が想定され、その論点を踏まえた慎重な制度設計が求められる。

(4)　国会は、「ジェンダーに配慮した議会」の観点から、現行の議会慣行の点検を行い、女性が男性と対等に参画しやすくするための工夫を重ねるべきである。具体的には以下を検討すべきである。

① 「議会のジェンダー配慮への評価に関するアンケート調査」結果に基づき、行動計画を策定する。
② 国会の委員会等の構成員ならびに役職者の男女比を会期ごとに公表する。
③ 議院運営委員会において、ジェンダーに配慮した議会運営を図るための機関を設ける。
④ すべての法律の審議過程においてジェンダー平等の視点から検討する機会を設ける。
⑤ 議会事務局にジェンダー問題に詳しい専門家を配置し、政策秘書の研修にジェンダー視点を含める。

(5) 国会と政党は、ハラスメント対応を充実化させるべきである。具体的には、①行為規範・ハラスメント規程を策定すること、②少なくとも年１回のハラスメント研修を議会・政党関係者に義務付けること、を検討すべきである、③国会と政党の活動に関わるあらゆる人を対象としたハラスメント相談窓口を設置し、独立性を備えた機関による適切な申立て手続きの仕組みを整えること。

＜用語解説＞

① 供託金

公職選挙法は、公職の候補者として届出をしようとする者は、所定の金額を供託しなければならないと定めている。その金額は選挙の種類によって異なり、衆議院小選挙区及び参議院選挙区では300万円、衆議院及び参議院の比例代表では１人につき600万円、都道府県議会については60万円である（92条）。候補者や政党の得票数が規定の数（衆議院小選挙区の場合は有効投票数の10分の１）に達しなかった場合には、供託金は没収され、国や都道府県、市町村に納められる（93条、94条）。従来、町村議会議員選挙は供託金の対象外であったが、2020年の公職選挙法改正により、選挙公営の拡大と同時に供託金制度が導入され、現在ではすべての議員及び首長の選挙において、供託金が必要となっている。

供託金は、当選を争う意思のない人が売名などの理由で立候補することを防ぐための制度とされており、2021年時点で日本を含む66の国及び地域（OECD加盟国では38ヵ国中13ヵ国）が国政レベルの議会選挙で供託金制度を導入している。ただし、日本の国会議員選挙における供託金の額は、国際的に見て高額であり、衆議院小選挙区の供託金は１人あたり国民総所得の72.1%に相当する。そのため、高額な供託金が若者や貧困層の立候補を抑制し、政治への新規参入を阻害するとの批判があるほか、売名行為の抑止効果自体を疑問視する意見もある（藤原佑記、「選挙供託制度（資料）」、レファレンス851号（2021年）143～163頁）。

② クオータ制

議会における男女均衡を図るためのクオータ制とは、候補者あるいは議席の一定割合を、女性または男女に割り当てる制度である（三浦まり・衛藤幹子編、『ジェンダー・クオータ：世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店、2014年）。民主主義・選挙支援国際研究所（International IDEA）のジェンダー・クオータ・データベースによると、2025年１月時点で137カ国において、何らかのクオータ制が実施されている(https://www.idea.int/data-tools/data/gender-quotas-database)。

クオータ制には様々なものがあり、政党が自主的に候補者の一定割合を女性あるいは男女に割り当てる「政党候補者クオータ制」、法律で一律の割合を全政党に課す「法定候補者クオータ制」、憲法・法律で議席の一定割合を女性に限定する「議席割当」に大きく区分される。法定候補者クオータ制の場合、強制力は国によって様々であり、罰則が弱い場合には全政党が遵守するとは限らない(申琪榮、「半分の成功――韓国のクオータ制からの示唆」学術会議叢書31『女性の政治参画をどう進めるか』第10章、日本学術協力財団、2024年)。

日本では候補者男女均等法によってすでに候補者数の男女均等（男女同数と同義）を目指すことが基本原則として定められている。さらに、４条において政党が目標数値を掲げることを努力義務として規定する。すでに多くの政党が数値目標を掲げており、ソフトなクオータ制がすでに導入されたとみなすことも可能である。実際、ジェンダー・クオータ・データベースは日本もクオータ制実施国として含めている。

日本においては憲法を改正しなければ一切のクオータ制を導入できないという意見もあるかもしれないが、すでに述べたようにクオータ制には様々な種類があり、クオータ制に関する合憲性は適用範囲と強制力に応じて検討がなされなければ意味をなさない。議席割当を導入する国はほとんどの場合で憲法において規定を置いている。日本において導入する場合には合憲性が問われることになる。他方、法定候補者クオータの場合の合憲性は、適用範囲と強制性によって変わりうる。例えば、衆議院・参議院の比例代表にのみ適用し、水準以下の女性割合しか名簿に登載しなかった政党からの立候補自体は妨げられないのであれば、政党の自由が保障されているとみなすことが可能であろう。候補者男女均等法の趣旨に沿わない行動をとった政党に対していかなる投票行動を行うかは、有権者の判断に委ねられることになる。

なお、ジェンダー・クオータによって女性議員が増加することが、どのような政策面での変化を引き起こすかについての研究も進められている。クオータの導入を契機に候補者選定過程が変化し、多様な女性が擁立されるようになると、男性候補者の多様性も高まることや、女性に関する政策が進展する可能性が広がること等が指摘されている（三浦まり編、『ジェンダー・クオータがもたらす新しい政治―効果の検証』、法律文化社、2024 年）。

③ 女性指定選挙区

イギリス労働党における候補者の選定は、主に選挙区レベルでの地方組織によって実施されており、具体的には、以下のように行われていた。①候補者選考の最終候補者リストが地方組織によって作成される。②最終候補者リストに記載された候補者が一定のキャンペーン期間を経て、党員による投票によって一人に絞られる。③地域レベルの選考過程で選出された候補者が党の最終決定機関である全国執行委員会から承認される。こうした従来のやり方に対し、「女性指定選挙区」は、選挙区レベルで作成される最終候補者リストを女性に限定し、この方式を①現職議員が次回選挙で引退することが予定されている選挙区と、②前回総選挙での得票差が６％以内の当選可能性の高い選挙区に適用することを、党の中央組織が地方組織に義務づけた点において革新的であった。

労働党地方組織の観点からすると、「女性指定選挙区」の使用の義務化は、候補者選定過程への党執行部による直接的介入に他ならず、この制度が導入された当初、こうした党執行部の方針に反発し、抵抗した地方組織は少なくなかった。また、「女性指定選挙区」の導入で候補者になれなかった男性が労働裁判所に提訴し、その訴えが 1996 年１月に認められたことで、労働党は「女性指定選挙区」を使用することができなくなり、当時、進行中であった 14 名の候補者選出は取りやめられた。したがって、1997 年総選挙に至る過程で「女性指定選挙区」が実際に実施されたのは 1993 年に労働党大会で導入されてから３年に満たない期間であったが、この間に 38 名の候補者が「女性指定選挙区」を通じて既に選出されていた。これらの候補者は再度の選出を求められることなく総選挙に出馬し、このうちの 35 名が当選した。これは 1997 年総選挙で労働党から立候補し当選した女性議員 101 名の約３分の１に相当する。なお、1997 年総選挙で選出された女性議員は 120 名を数

え、このうちの 101 名が労働党からの選出であった。このように、下院での女性議員の増加は労働党が口火を切り、現在に至るまで牽引してきたといえる。

労働党において党所属の議員や政党の管理・運営に従事する職員の間での男女の不均等が問題化され、党内での女性のエンパワーメントの必要性が主張されるようになったのは、第二波フェミニズム運動に影響を受けた世代の女性たちが労働党の活動に参画するようになった 1970 年代以降のことであった。労働党内での党の組織改革を求める女性たちの運動は、当初は、地域での政党活動に従事する「労働党女性」全体のエンパワーメントを重視した党改革を求めていた。けれども、1980 年代に入ると、具体的な成果がもたらされないことの要因の一つとして、党幹部の改革へのコミットメントが「レトリック」のレベルに留まっているという認識が広く共有されるようになり、これを克服するための方策として、党の運営方針に関する決定を行う「党幹部」の間での女性を増やす路線に転換していった。女性議員の増加は、党執行部や労働党職員などの労働党の階層構造上部における女性を増やす試みの一環であった。

選挙区レベルで作成される最終候補者リストを女性に限定するというアイディア自体は 1980 年代から議論されており、1989 年には労働党書記長が各選挙区労働党に「女性指定選挙区」の採用を依頼しているが、制度の運用が各選挙区労働党の自主性に任されていたことから、「女性指定選挙区」の浸透は遅々として進まなかった。そこで、1993 年に党大会において、「女性指定選挙区」使用の義務化が労働組合のブロック投票を廃止することと抱き合わせで提案され、これが可決されたことで、本格的な運用が始まることになる。とはいえ、例えば、すでに女性が候補者として選定されることが濃厚な選挙区が「女性指定選挙区」を積極的に採用することで、同じ地域の別の選挙区が使用の義務化を免れることを手助けするなど、労働党所属の女性議員を増やすという目的そのものの実現を損なうような妨害行為も続き、制度が広く受け入れられるまでには一定の時間を有した。

④ 立候補の自由

国民の国政への参加を保障する重要な権利として、選挙権とともに、被選挙権がある。被選挙権とは、選挙を通じて公職者になる資格であり、当選すれば公職者となる権利をいう。日本の公職選挙法は、立候補の届出をした者でなければ、当選人となることができないとする立候補制度をとっているため、被選挙権と「立候補の自由」は、同じものとして扱われている。憲法上明定されていないが、民主主義の観点からは、選挙によって公職に就こうという意欲がある者には、できる限り広く立候補の可能性を開いておく必要があるだろう。被選挙権者が立候補を不当に制約されれば、選挙人の自由な意思の表明を阻害することにもなる。三井美唄炭鉱労組事件最高裁大法廷判決（最高裁昭和 43 年 12 月 4 日大法廷判決・刑集 22 巻 13 号 1425 頁）は、「立候補の自由は、選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり、自由かつ公正な選挙を維持するうえで、きわめて重要である。…憲法 15 条 1 項には、被選挙権者…の立候補の自由について、直接には規定していないが、これもまた、同条同項の保障する重要な基本的人権の一つと解すべきである」と判示し、学説上もこの立場が通説である。

⑤ 政党条項

政党条項とは、憲法典に政党に言及する条項を設け、政党を憲法の統治システムの中に明示的に位置付けるものである。現代憲法の多くは、政党の役割を明確にし、民主主義の安定に寄与させるために政党条項を設けている（イタリア憲法 49 条、ドイツ憲法 21 条、大韓民国憲法６条など）。ドイツの国法学者トリーペル（Heinrich Triepel）は、政党に対する国家の態度の歴史的変遷を、①（特定団体の私的利益を追求する存在として）敵視→②無視→③承認及び合法化→④憲法編入の４段階に分析した。憲法典に政党条項を設けることは、④の憲法編入にあたる。

日本国憲法は、政党の規定を持たず、それに特別な地位を与えていない。形式的には、政党は、結社の自由（21 条）による保障を受けるにとどまる。ただし、国会法、公職選挙法などの憲法附属法（法形式上は「法律」であるが、内容としては統治に関する「実質的意味の憲法」にあたり、憲法典の条項を理解する上で参照が不可欠である）は正面から「政党」の存在を認めている。実質的に「憲法編入」の段階にあるという見方がある一方、あえて政党条項を設けていない「沈黙」を重視する見解もある。

政党条項の代表的な例として、ドイツ連邦共和国基本法 21 条を挙げることができる。同条は、「①政党は、国民の意思形成に協力する。政党の結成は自由である。政党の内部秩序は、民主制の諸原則に合致していなければならない。政党は、その資金の出所及び用途について、ならびにその財産について、公的に報告しなければならない。②政党のうちで、その目的またはその支持者の行動に徴して、自由で民主的な基本秩序を侵害しもしくは除去し、またはドイツ連邦共和国の存立を危うくすることを目指すものは、違憲である。③政党のうちで、その目的またはその支持者の行動に徴して、自由で民主的な基本秩序を侵害しもしくは除去し、またはドイツ連邦共和国の存立を危うくすることを目指すものは、国の助成を受けられない。このことが確定したときは、これらの政党の租税優遇措置も行われず、これらの政党の寄付の優遇措置も行われない。④第２項による［政党の］違憲の問題及び第３項による国の財政援助の排除については、連邦憲法裁判所がこれを決定する。⑤詳細は、連邦法律で規律する。」と規定している（「ドイツ連邦共和国憲法」（初宿訳）初宿正典＝辻村みよ子編『新解説 世界憲法集［第五版］』（三省堂、2020 年）162‐163 頁）。

政党条項の意義として、政党の役割を明確化し、民主主義の安定に寄与することが挙げられるが、一方で、政党条項が政党の自由な活動を制約する可能性や、政党間の不平等を生じさせる可能性などの課題も存在する。各国は、それぞれの歴史や政治状況に応じて、政党条項の内容や運用方法を工夫することで、これらの二面性を克服しようと試みている。

＜参考文献＞

[1] 日本学術会議、第 24 期提言「社会と学術における男女共同参画の実現を目指して―2030 年に向けた課題―」（科学者委員会男女共同参画分科会、第一部総合ジェンダー分科会、第二部生命科学ジェンダー・ダイバーシティー分科会、第三部理工学ジェンダー・ダイバーシティ分科会）（令和２（2020）年９月 29 日）

[2] United Nations. Committee on the Elimination of Discrimination against Women, "General recommendation No. 40 (2024) on the equal and inclusive representation of women in decision-making systems," (CEDAW/C/GC/40).

[3] Krook, Mona Lena, "Why Are Fewer Women than Men Elected? Gender and the Dynamics of Candidate Selection," *Political Studies Review*, 8(2), 2010: 155-168.

[4] World Values Survey のウェブサイト (https://www.worldvaluessurvey.org/wvs.jsp)

[5] Endo, Yuya, and Yoshikuni Ono, "Opposition to Women Political Leaders: Gender Bias and Stereotypes of Politicians Among Japanese Voters," *Journal of Women, Politics & Policy* 44(3), 2023: 371-386. Kage, Rieko, Frances M. Rosenbluth, and Seiki Tanaka, "What Explains Low Female Political Representation? Evidence from Survey Experiments in Japan," *Politics & Gender* 15(2) 2019: 285-309.

[6] 濱本真輔、『日本の国会議員――政治改革後の限界と可能性』、中央公論新社、2022 年、37 頁以下

[7] Krook, Mona Lena, "Electoral System and Women's Representation," in Herron, Erik S., Robert J. Pekkanen, and Matthew S. Shugart (eds), *The Oxford Handbook of Electoral Systems*, Oxford University Press, 2018.

[8] Kage, Rieko, Frances M. Rosenbluth, and Seiki Tanaka, "What Explains Low Female Political Representation? Evidence from Survey Experiments in Japan," *Politics & Gender,* 15(2), 2019: 285-309. Steel, Gill. *What Women Want: Gender and Voting in Britain, Japan, and the United States*. University of Michigan Press, 2022.

[9] Lawless, Jennifer L., and Richard L. Fox, *It Takes a Candidate: Why Women Don't Run for Office*, Cambridge University Press, 2005. Lawless, Jennifer L., and Richard L. Fox, *It Still Takes a Candidate: Why Women Don't Run for Office*, Cambridge University Press, 2010.

[10] Strachan, J. Cherie, Lori Poloni-Staudinger, Shannon Jenkins, and Candice D. Ortbals, *Why Don't Women Rule the World? Understanding Women's Civic and Political Choices*. LSAGE, CQ Press, 2020.

[11] Culhane, Leah, and Jemima Olchawski, *Strategies for Success: Women's Experiences of Selection and Election in UK Parliament*, Fawcett Society, 2018. Lawless, Jennifer L., and Richard L. Fox, *Girls Just Wanna Not Run: The Gender Gap in Young Americans' Political Ambition*, Women & Politics Institute, American University, 2013.

[12] 内閣府男女共同参画局、「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究報告書」、令和３年３月、11 頁以下
[13] 小林良彰、『選挙制度: 民主主義再生のために』、丸善、1994 年、大山礼子、『政治を再建する、いくつかの方法――政治制度から考える』、日本経済新聞出版社、2018 年、加藤秀治郎、『日本の選挙: 何を変えれば政治が変わるのか』、中央公論新社、2003 年、岩崎美紀子、『一票の較差と選挙制度――民主主義を支える三層構造』、ミネルヴァ書房、2021 年
[14] 総務省、「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査速報資料」(https://www.soumu.go.jp/senkyo/50syusokuhou/index.html)
[15] ＩＰＵのウェブサイト(https://data.ipu.org/women-ranking/?date_month=1&date_year=2025)
[16] 内閣府男女共同参画局のウェブサイト(https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/index.html)
[17] 総務省、「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査速報資料」(https://www.soumu.go.jp/senkyo/50syusokuhou/index.html)
[18] 内閣府男女共同参画局、「女性活躍・男女共同参画の現状と課題」(https://www.gender.go.jp/research/pdf/joseikatsuyaku_kadai.pdf)
[19] 三浦まり編、『ジェンダー・クオータがもたらす新しい政治-効果の検証』、法律文化社、2024 年
[20] Kenny, Meryl, and Thomas Verge, “Opening Up the Black Box: Gender and Candidate Selection in a New Era,” *Government and Opposition* 51(5), 2016: 351-369.
[21] Gallagher, Michael, and Michael Marsh (eds), *Candidate Selection in Comparative Perspective: The Secret Garden of Politics*, Sage Publications, 1988. Hazan, Reuven, and Gideon Rahat, *Democracy within Parties: Candidate Selection Methods and Their Political Consequences*, Oxford University Press, 2010.
[22] Shomer, Yotam, Gabriel J. Put, and Erez Gedalya-Lavy, “Intra-Party Politics and Public Opinion: How Candidate Selection Processes Affect Citizens’ Satisfaction with Democracy,” *Political Behavior* 38(3), 2016: 509-534.
[23] 庄司香、「世界の予備選挙―最新事例と比較分析の視角―」、選挙研究第 27 巻２号（2011 年）、93 頁以下
[24] 吉野孝、今村浩、谷藤悦史編、『誰が政治家になるのか―候補者選びの国際比較』早稲田大学出版部、2001 年、浅野正彦、『市民社会における制度改革―選挙制度と候補者リクルート』慶應義塾大学出版会、2006 年、金東煥、「候補者指名方法における開放と自民党地方組織―自民党滋賀県連の事例」、政策科学 21 巻２号（2014 年）、81 頁以下、堤英敬、「候補者選定過程の開放と政党組織」、選挙研究 28 巻１号（2012 年）、５頁以下、建林正彦、『政党政治の制度分析―マルチレベルの政治競争における政党組織』千倉書房、2017 年、濱本真輔、『現代日本の政党政治―選挙制度改革は何をもたらしたのか』有斐閣、2018 年
[25] 堤英敬、「候補者リクルートメントの変容と政党組織―候補者のプロフィール・政策的立場・議会行動」、法學研究 93 巻１号（2020 年）、470 頁以下
[26] 武田宏子、「政党戦略とジェンダー――1990 年代以降のイギリスにおける女性議員の増加」、辻村みよ子・三浦まり・糠塚康江編著、『女性の参画が政治を変える―』候

補者均等法の活かし方』第６章、信山社、2020 年）、武田宏子、「イギリスからの示唆―候補者選定過程を中心に」、学術の動向第 28 巻２号（2023 年）、38 頁以下、武田宏子、「イギリスにおける政党クオータ導入と『労働党女性』の中央集権化」（学術会議叢書 31『女性の政治参画をどう進めるか』第８章、日本学術協力財団、2024 年）

[27] Cracknell, Richard, Elise Uberoi, and Matthew Burton, "UK Election Statistics: 1918-2023, A Long Century of Elections," *The House of Commons Library Research Briefing* CBP7529, 2023. (https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-7529/)

[28] Childs, Sarah, "The New Labour Women MPs in the 1997 British Parliament: Issues of Recruitment and Representation," *Women's History Review* 9(1), 2000: 55-73. Childs, Sarah, *Women and British Party Politics: Descriptive, Substantive and Symbolic Representation*. Routledge, 2008. Kelly, Richard, and Ian White, "All-Women Shortlists," *The House of Commons Briefing Paper*, No. 5057 (7 March 2016). (https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/sn05057/) Russell, Meg, *Building New Labour: The Politics of Party Organization*. Palgrave Macmillan, 2005. 武田宏子、「イギリス-政党クオータ導入で何が変わったのか？」（三浦まり編、『ジェンダー・クオータがもたらす新しい政治－効果の検証』第６章、法律文化社、2024 年）

[29] Kenny, Meryl, and Fiona Mackay, "When Is Contagion Not Very Contagious? Dynamics of Women's Political Representation in Scotland," *Parliamentary Affairs* 67(4), 2014: 866-886.

[30] Campbell, Rosie, Sarah Childs, and Lisa Lovenduski, "Women's Equality Guarantees and the Conservative Party," *The Political Quarterly* 77(1), 2006: 18-27. Campbell, Rosie, and Sarah Childs, "'Wags', 'Wives' and 'Mothers'… but What about Women Politicians?," *Parliamentary Affairs* 63(4), 2010: 760-777. Childs, Sarah, and Philip Webb, *Sex, Gender and the Conservative Party: From Iron Lady to Kitten Heels*, Palgrave Macmillan, 2012.

[31] Nugent, Mary K., and Mona Lena Krook, "All Women's Shortlists: Myths and Realities," *Parliamentary Affairs* 69(1), 2016: 115-135. Besley, Timothy, Olle Folke, Torsten Persson and Johanna Rikne, "Gender Quotas and the Crisis of the Mediocre Man: Theory and Evidence from Sweden," *American Economic Review* 107(8), 2017: 2204-2242.

[32] 内閣府男女共同参画局、「諸外国における政治分野への女性の参画に関する調査報告書」平成 31 年３月、20 頁以下

[33] Campbell, Rosie, Sarah Childs, and Joni Lovenduski, "Women's Equality Guarantees and the Conservative Party," *The Political Quarterly* 77(1), 2006: 18-27.

[34] 内閣府男女共同参画局、「各政党における男女共同参画の取組状況と課題」令和６年４月（https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/pdf/r05.pdf）
[35] 総務省自治行政局選挙部政党助成室、「政党助成制度のあらまし」、令和７年８月、(https://www.soumu.go.jp/main_content/000161030.pdf)
[36] 自治省選挙部政党助成室編、『逐条解説政党助成法・法人格付与法』、ぎょうせい、1997 年
[37] 第 134 回国会衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第２号（1995 年）
[38] 石田久仁子、「共和国とパリテ」（三浦まり・衛藤幹子編、『ジェンダー・クオータ―世界の女性議員はなぜ増えたのか』第４章、明石書店、2014 年）、大山礼子、「フランスの県議会選挙制度改革―男女ペア立候補方式によるパリテ（男女同数）の実現と選挙区改定」、駒澤大学法学部研究紀要 74 号（2016 年）77 頁以下、辻村みよ子・齊藤笑美子、『ジェンダー平等を実現する法と政治―フランスのパリテ法から学ぶ日本の課題』、花伝社、2023 年、糠塚康江、「フランスからの示唆―政治による男女平等の推進」（学術会議叢書 31『女性の政治参画をどう進めるか』第７章、日本学術協力財団、2024 年）、村上彩佳、「フランス～パリテがもたらした政治と社会の変化」（三浦まり編、『ジェンダー・クオータがもたらす新しい政治―効果の検証』第３章、法律文化社、2024 年）、LOI n° 2025-444 du 21 mai 2025 visant à harmoniser le mode de scrutin aux élections municipales afin de garantir la vitalité démocratique, la cohésion municipale et la parité, *Journal officiel de la République française*, 22 mai 2025 （https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000051643176）
[39] ＩＰＵのウェブサイト（https://data.ipu.org/women-ranking/?date_year=2025&date_month=03）
[40] 辻村みよ子・三浦まり・糠塚康江編、『女性の参画が政治を変える――候補者均等法の活かし方』、信山社、2020 年
[41] 只野雅人、『代表における等質性と多様性』、信山社、2017 年
[42] 共産党袴田事件・最高裁昭和 63 年 12 月 20 日第三小法廷判決・判例時報 1307 号 113 頁
[43] 林知更、「政治過程の統合と自由―政党への公的資金助成に関する憲法学的考察―（5・完）」、国家学会雑誌 117 巻５・６号（2002 年）、１頁以下
[44] 赤坂幸一、『統治機構論の基層』、日本評論社、2023 年
[45] 長谷部恭男、『憲法［第８版］』、新世社、2022 年
[46] 林知更、「憲法学から考える政党・政治資金・政党法：政党というブラックボックス」、世界 985 号（2024 年）、102 頁以下
[47] 大山礼子、「『議員の偏り』から政治不信は生まれる：改革のラストチャンス」、世界 987 号（2024 年）、17 頁以下
[48] 辻由希、「ジェンダーに配慮した議会の理論と実践」、生活経済政策 293 号（2021 年６月）、３頁以下
[49] 列国議会同盟（ＩＰＵ）「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」、2012 年（http://archive.ipu.org/pdf/publications/action-gender-jp.pdf）
[50] キガリ宣言はＩＰＵのウェブサイトから入手可能である。 “IPU Member Parliaments commit to accelerating gender equality,” IPU press release, 17 October 2022 (https://www.ipu.org/news/press-releases/2022-10/ipu-member-parliaments-commit-accelerating-gender-equality)

[51] IPU, *Evaluating the Gender Sensitivity of Parliaments: A Self-Assessment Toolkit*
(https://www.ipu.org/resources/publications/toolkits/2016-11/evaluating-gender-sensitivity-parliaments-self-assessment-toolkit)
[52] UK Parliament, *UK Gender Sensitive Parliament Audit 2018*
(https://www.parliament.uk/globalassets/documents/lords-information-office/uk-parliament_-gender-sensitive-parliament-audit_report_digital.pdf)
[53] 衆議院の調査報告書は衆議院のウェブサイト
(https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Shiryo/gender-houkokushohp20220609.htm) 、参議院の調査報告書は参議院のウェブサイト
(https://www.sangiin.go.jp/japanese/ugoki/r5/ipu/230614.html) から入手可能である。
[54] 大西祥世、「立法府における男女共同参画の推進 ――ガラスの天井を打破し、「ジェンダーに配慮した議会」へ―― 」、立命館法学 409 号（2023 年）、1304 頁以下
[55] 以下の６段落の記述は、三浦まり、「ジェンダーに配慮した議会に向けた IPU 自己点検の意義と日本の取り組み」学術の動向 323 号（2023 年）、57 頁以下、の衆議院アンケート結果分析に、参議院アンケート結果を加筆修正した。
[56] Childs, Sarah, *The Good Parliament*, 2016. (https://www.bristol.ac.uk/media-library/sites/news/2016/july/20%20Jul%20Prof%20Sarah%20Childs%20The%20Good%20Parliament%20report.pdf)
[57] Cox, Dame Laura, "The Bullying and Harassment of House of Commons Staff, Independent Inquiry Report," 2018.
(https://www.parliament.uk/globalassets/documents/conduct-in-parliament/dame-laura-cox-independent-inquiry-report.pdf)
[58] 内閣府男女共同参画局、地方議会等における取組
(https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/seijibunya_torikumi.html)
[59] IPU, *Sexism, Harassment and Violence Against Women Parliamentarians,*2016
(https://www.ipu.org/resources/publications/issue-briefs/2016-10/sexism-harassment-and-violence-against-women-parliamentarians)
[60] Krook, Mona Lena, *Violence against Women in Politics*, Oxford University Press, 2020.
[61] 日本学術会議法学委員会ジェンダー法分科会、記録「大学・職場・議会のハラスメントについて」、2023 年９月４日（SCJ 第 25 期-050904-25360900-036）
[62] IPU, *Guidelines for The Elimination of Sexism, Harassment and Violence Against Women in Parliament*, 2019
(https://www.ipu.org/resources/publications/reference/2019-11/guidelines-elimination-sexism-harassment-and-violence-against-women-in-parliament)
[63] NCSL, "Sexual Harassment Policies in State Legislatures"
(https://www.ncsl.org/about-state-legislatures/sexual-harassment-policies-in-state-legislatures)
[64] 内閣府男女共同参画局、「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」令和４年４月
(https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/seijibunya_harassment.html)

[65] Tinkler, Justine E, “How Do Sexual Harassment Policies Shape Gender Beliefs? An Exploration of the Moderating Effects of Norm Adherence and Gender,” *Social Science Research* 42(5), 2013: 1269-1283. Kearney, Lisa K., Aaron B. Rochlen, and Eden B. King, “Male Gender Role Conflict, Sexual Harassment Tolerance, and the Efficacy of a Psychoeducative Training Program,” *Psychology of Men & Masculinity* 5(1), 2004: 72-82.

[66] 三浦まり、「政治分野のハラスメント防止に向けて〜イギリス議会の苦情処理手続きと日本の地方議会ハラスメント条例を手がかりに」、年報行政研究 58（2023 年）、54 頁以下

[67] 濱野雄太、「欧米主要国議会の懲罰制度」、調査と情報―ISSUE BRIEF― 1273 号（2024 年）、House of Commons, Committee of Standards, *The House of Commons standards landscape: how MPs' standards and conduct are regulated*, Third Report Session 2023-24.
(https://committees.parliament.uk/publications/45177/documents/224139/default/)

[68] 内閣府男女共同参画局、「市区町村女性参画状況見える化マップ」
(https://wwwa.cao.go.jp/shichoson_map/?data=13&year=2023&todofuken=32)

＜参考資料１＞審議経過

政治学委員会民主主義の深化と退行に関する比較政治分科会

2024 年１月 21 日　女性の政治参画小委員会の設置を承認
2024 年６月 18 日　女性の政治参画小委員会の活動中間報告
2024 年 12 月 26 日　女性の政治参画小委員会の活動報告及び申出書の承認

法学委員会ジェンダー法分科会

2024 年３月１日　女性の政治参画小委員会との連携を承認
2024 年 12 月９日　女性の政治参画小委員会の活動報告及び申出書の承認

政治学委員会民主主義の深化と退行に関する比較政治分科会女性の政治参画小委員会

2024 年５月８日　方針の確認
2024 年 11 月 13 日　申出書の承認
2025 年４月２日　見解案の検討
2025 年４月 18 日　見解案の検討
2025 年８月 20 日　査読の結果を踏まえた見解案の検討

政治学委員会民主主義の深化と退行に関する比較政治分科会・法学委員会ジェンダー法分科会　合同検討会

2025 年５月 13 日　見解案の審議と承認

（「第一部総合ジェンダー分科会」「政治学委員会現代政治過程における課題分析・制度設計分科会」がオブザーバー参加）

政治学委員会民主主義の深化と退行に関する比較政治分科会女性の政治参画小委員会によるヒアリング（2024 年。組織名・肩書は当時のもの）

（１）政党の女性関係部局

自由民主党　女性局長　高橋はるみ　６月９日
立憲民主党　ジェンダー平等本部長　西村智奈美　３月 14 日
日本維新の会　ダイバーシティ推進局長　高木かおり　４月 12 日
国民民主党　代表・男女共同参画推進本部長　玉木雄一郎　４月 19 日
公明党　女性委員会委員長　竹谷とし子　７月 22 日
日本共産党　ジェンダー平等委員会責任者　倉林明子　５月 17 日
れいわ新選組　共同代表　櫛渕万里　７月 17 日
社会民主党　代表　福島みずほ　８月８日

（２）国会関係者

衆議院議長　額賀福志郎　７月 18 日
元衆議院議長　河野洋平　７月 23 日

衆議院副議長　海江田万里　５月 27 日
参議院副議長　長浜博行　８月 15 日
衆議院議院運営委員会委員長　山口俊一　６月 19 日
参議院議院運営委員会委員長　浅尾慶一郎　７月５日
衆議院事務局　９月 18 日
参議院事務局　９月 20 日

（３）国際機関・海外専門家
International IDEA、Kunio Hamada １月 29 日
スコットランド議会
Susan Duffy (Head of Engagement and Communication) ２月 23 日
イギリス議会
Neil Grogan (ICGS deputy director)　２月 26 日
Robin James, Wafia Zia, Susanna Smith (Committee on Standards and Committee of Privileges, House of Commons)　２月 26 日
Holly Dustin (Women and Equalities Committee)　２月 27 日
Ken Gall (Union representative, UK Parliament)　２月 28 日
Rick Nimmo, Rhiannon Edwards (GP IPU)　２月 28 日
イギリス国会議員 ２月 26 日
Jess Phillips
Zarah Sultana
学識経験者
Prof. Sarah Childs (University of Edinburgh) ２月 23 日
Prof. Meryl Kenny (University of Edinburgh) ２月 23 日

（４）学識経験者
只野雅人　一橋大学大学院法学研究科教授、日本学術会議第一部会員　４月 17 日
林知更　東京大学社会科学研究所教授　５月 31 日
植松健一　立命館大学法学部教授　６月３日

＜参考資料２＞日本、イギリス、フランスの下院における女性議員割合の推移

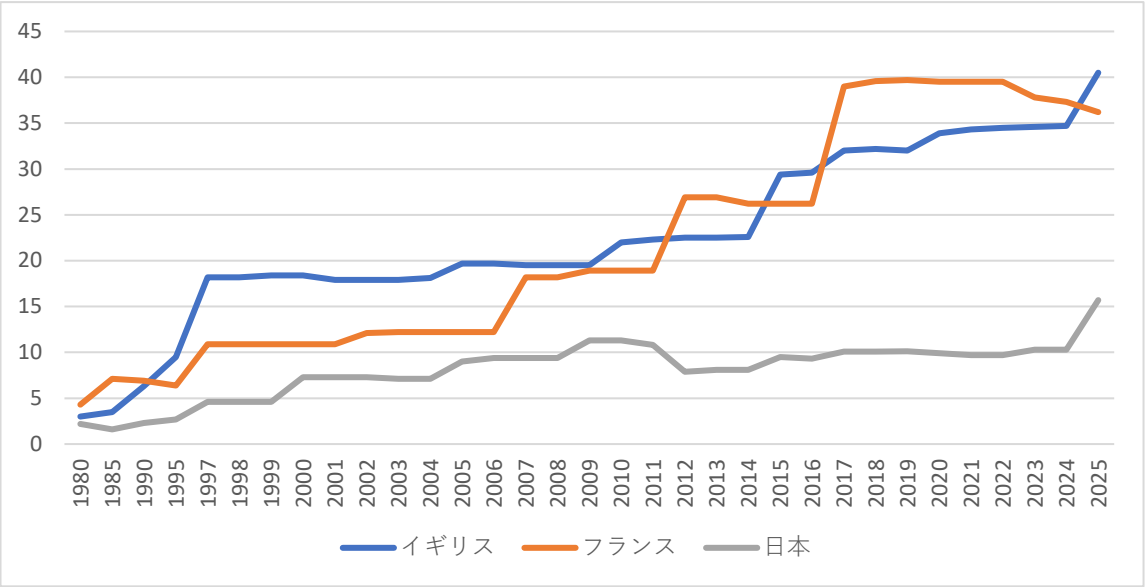

2022 年までは『男女共同参画白書』令和４年版 110 頁「諸外国の国会議員に占める女性の割合の推移」、2023 年以降はＩＰＵ資料（Monthly ranking of women in national parliaments）各年１月現在より作成。

＜参考資料３＞イギリス下院における政党ごとの女性議員数

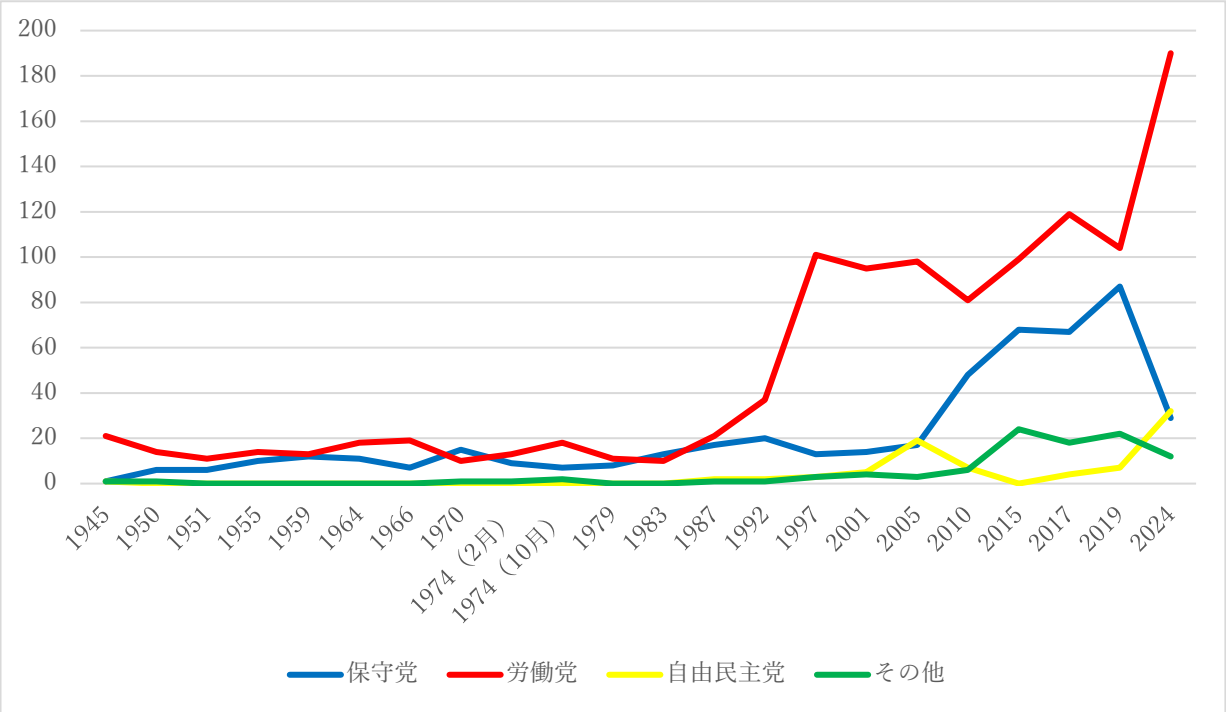

(Cracknell, Richard, Uberoi, Eva, and Burton, Ben, “UK Election Statistics: 1981-2022, A Long Century of Elections,” *The House of Commons Library Research Briefing* CBP7129,

https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-7529/; Cracknell, Richard, Baker, Carol, Pollock, Louie (2024) *General Election 2024: Results and Analysis Full Briefing*, https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-10009/)

＜参考資料４＞フランスの政党等に対する国庫助成

１．フランスの政党に対する国庫助成の根拠法は、「政治活動の資金等の透明性に関する1988年３月11日法律第88－227号」（loi n° 88-227 du 11 mars 1988 modifiée relative à la transparence financière de la vie politique）である。８条で基本的枠組みを定め、９条と９－１条で配分方法を定める。

（１）基本的枠組み（８条）

各年の予算法案に記載する政党及び政治団体の資金調達に充てられる予算の総額は、国民議会及び元老院の事務局から政府へ共同提案することができる。

この総額は、次の２つの部分に等分する。

１° 国民議会議員選挙の結果に応じて政党及び政治団体の資金調達に充てられる第Ⅰ部分【得票数割】

２° 両院において議席を占める政党及び政治団体の資金調達に特に充てられる第Ⅱ部分【議員数割】

（２）第Ⅰ部分の配分方法（９条①～⑥：便宜上法文にはない丸囲い数字を付した。以下同様）

① ８条に規定する助成［総額］の第Ⅰ部分は、次のいずれかに該当する者に対して割り当てる。

② 直近の国民議会の改選時に、50以上の選挙区でそれぞれ有効投票の１％ 以上を獲得した候補者を擁立した政党及び政治団体

③ 直近の国民議会の改選時に、憲法73条［海外県・海外州に対する対応措置］若しくは74条［海外公共団体の特別な地位］が適用される１若しくは２以上の地方公共団体又はニューカレドニアにおいてのみ候補者を擁立し、候補者を擁立した選挙区においてその候補者がそれぞれ有効投票の１％ 以上を獲得した政党及び政治団体

④ 配分は、各政党及び政治団体の当該選挙の第１回投票における得票数に応じて行う。選挙法典L.0.128条に定める被選挙権がない旨の宣告を受けた候補者の得票数は、この中に含めない。

⑤ 前各項に規定する配分のために、国民議会議員選挙の候補者は、その立候補の届出において、自らが帰属する政党又は政治団体がある場合には、これを表示する。候補者は、遅くとも投票日から遡り５番目の金曜日にフランス共和国官報に掲載される内務大臣のアレテ（arrêté：命令）で作成するリストから又は当該リスト以外から当該政党又は政治団体を選択することができる。当該リストには、遅くとも投票日から遡り６番目の金曜日の18 時までに８条に規定する助成の第Ⅰ部分を受けるための申請を内務省に提出した政党又は政治団体が、全て含まれる。

⑥ 候補者は、自らを候補者として擁立しなかった政党又は政治団体に帰属している場合には、本条４項及び５項に定める配分に関し、いずれの政党にも帰属していない旨の宣告を受ける。本項の適用に関する事項は、特に政党及び政治団体が当該政党又は政治団体が擁立する候補者のリストを作成する際の条件を定めるデクレ（décret：政令）で定める。

（３）第Ⅱ部分の配分方法（９条⑦～⑩）

⑦ この助成［総額］の第Ⅱ部分は、前記第Ⅰ部分について助成を受ける資格のある政党及び政治団体に対し、各議院の理事部に［毎年］11 月中に当該政党及び政治団体に登録又は帰属していることを届け出た両院の国会議員の数に比例して割り当てられるものとする。

⑧ 両院の各議員は、前項規定の適用において、１の政党又は政治団体のみを表示することができる。また各議員は、政党及び政治団体を表示しないこともできる。その場合は、対応する助成額が第Ⅱ部分の助成総額から減額される。

⑨ 憲法 73 条若しくは 74 条が適用される１若しくは２以上の地方公共団体又はニューカレドニアに含まれない選挙区で選出された両院の議員は、直近の国民議会の改選の際に、憲法 73 条若しくは 74 条が適用される１若しくは２以上の地方公共団体又はニューカレドニアにおいてのみ候補者を擁立した政党又は政治団体に登録又は帰属することができない。

⑩ 遅くとも各年の 12 月 31 日までに、国民議会理事部及び元老院理事部は、首相に対し、両院の議員の届出に基づく議会における政党及び政治団体別の議員構成を通知する。当該届出は、官報に掲載する。

（４）予算措置（９条⑪）

⑪ 各政党又は政治団体に割り当てられる助成の総額は、各年の予算法案の附属報告書（un rapport annexé au projet de loi de finances de l’année）に記載される。

（５）第Ⅰ部分の配分に対するパリテの適用（９－１条）

政党又は政治団体について、直近の国民議会の改選時に、９条５項に従い、その政党又はその政治団体に帰属すると届け出ていたそれぞれの性（chaque sexe）の候補者数の差が、総候補者数の２％を超える場合には、８条及び９条に規定する助成の第Ⅰ部分の総額は、総候補者数に応じて、それぞれの性の差の 150％（※）に等しい割合で、補助の第Ⅰ部分の総額を超えない範囲において減額される。

この減額は、海外にのみ候補者を擁立する政党又は政治団体であって、帰属するそれぞれの性の候補者数の差が１を超えないものには、適用しない。

（※）減額率は当初 50％であったが、以下のように、75％、150％と段階的に引き上げられている。

ⅰ）2000 年６月６日法律第 2000 - 493 号 15 条「半分［50％］」
「次の改選時に発効」（17 条２項）→2002 年６月の国民議会総選挙から適用

ⅱ）2007 年１月 31 日法律第 2007-128 号５条「４分の３［75％］」
「2008 年１月１日以降の国民議会の最初の総選挙から適用」（日付未確定）→2012 年６月の国民議会総選挙から適用

ⅲ）2014 年８月４日法律第 2014 - 873 号 60 条「150％」

「本法律の公布の日後、国民議会の最初の総選挙から適用」→2017 年６月の国民議会総選挙から適用

２．予算措置と配分

（１）1988 年３月 11 日法律９条 11 項にいう「各年の予算法案の附属報告書」とは、ここでは、政党交付金の予算を含む、「年次業績計画書 (Projets annuels de performances)」の一部である「Programme nº 232 Vie politique」を指す。予算は、「Autorisations d'engagement（AE）：支出負担行為許可」と「Crédits de paiement（CP）：支払許容費」で構成されている。AE は将来の支払い義務、CP は当年度の支払い可能額を示す。政党交付金の場合、多くは AE=CP となる。これらの予算をまとめたものが「la loi de finances initiale（LFI）：当初予算」となる。

（２）政党交付金の実際の配分は、1988 年３月 11 日法律８条、９条、９－１条を適用する内務大臣が副署したデクレ（décret：政令）によって行われる。

第Ⅰ部分のパリテによる調整のため、各政党ないし政治団体の、直近の下院 (国民議会) 議員選挙の女性の候補者、男性の候補者の人数がそれぞれ掲載される。女性候補者の人数が男性候補者の人数を上回っている場合であっても、９―１条の規定に従って減額される。パリテによる減額は、減額率 50%から 150%に引き上げられているが、減額の総額は低下傾向にある。男女の候補者数の差が縮小しつつあることを意味する。

第Ⅱ部分は、国会議員の議席割のため、各党の上下両院の所属議員数が掲載される。

2024 年のデクレ：Décret nº 2024-77 du 2 février 2024 pris pour l'application des articles 8, 9 et 9-1 de la loi nº 88-227 du 11 mars 1988 modifiée relative à la transparence financière de la vie politique に基づく、主要政党の第Ⅰ部分、第Ⅱ部分の交付金の配分を例として挙げる（表１，表２）。

表１　2024 年の政党交付金第Ⅰ部分の配分

政党ないし政治団体	得票数	女性候補者数	男性候補者数	パリテによる減額	第Ⅰ部分配分額
アンサンブル	5,787,451	264	284	510,901.92€	8,821,573.24€
国民連合	4,215,614	280	287	0.00€	6,797,830.85€
屈しないフランス	3,269,593	169	164	0.00€	5,272,337.59€
共和党	2,225,935	157	256	1,290,620.02€	2,298,781.10€
欧州エコロジー＝緑の党	1,133,409	54	51	78,328.43€	1,749,334.80€
社会党	850,030	36	37	0€	1,370,704.29€
フランス共産党	530,464	28	27	0€	855.392.49€
欧州民主主義者・中道派・独立派連合	253,347	41	40	0€	379,505.60€
総計	21,289,951	2,513	2,680	2,083,346.53€	32,251,989.49€

表２　2024 年の政党交付金第Ⅱ部分の配分

政党ないし政治団体	下院議員数	上院議員数	国会議員合計	第Ⅱ部分配分額
アンサンブル	248	39	287	10,653,233.98€
共和党	63	131	194	7,201,140.74€
国民連合	88	3	91	3,377,854.68€
社会党	27	62	89	3,303,616.11€
屈しないフランス	72	0	72	2,672,588.32€
欧州民主主義者・中道派・独立派連合	5	45	50	1,855,964.11€
欧州エコロジー＝緑の党	23	16	39	1,447,652.00€
フランス共産党	17	17	34	1,262,055.59€
総計	576	345	921	34,186,858.85€

表３　1988 年３月 11 日法律に基づく政党及び政治団体に対する国庫助成額の推移

Loi nº 88-227 du 11 mars 1988 modifiée relative à la transparence financière de la vie politique に基づく政党及び政治団体に対する国庫助成額の推移

（単位：ユーロ）

予算年	Programme nº232 Vie politique →LFI			候補者数	パリテによる	議員数	1988 年３月 11 日法実施 Décret→調整後の配分額		
	総額	第Ⅰ部分	第Ⅱ部分	男性／女性	減額	政党所属／無所属	総額	第Ⅰ部分	第Ⅱ部分
	2007 年１月 31 日法律による改正→1988 年３月 11 日法律９－１条：2008 年１月１日以降の下院総選挙でパリテ違反の比率差の 75％減額率適用								
2012	80,264,408*1	40,132,204*1	40,132,204*1	3098/2486	5,133,712.97*5	903/7	71,130.695.04	32,998,491.04	38,132.204
	76,000,000*1	38,000,000*1	38,000,000*1						
	４月 22 日＝５月７日大統領選挙、６月 10 日＝６月 17 日下院議員選挙								
2013	76.264,408*2	38,132,204*2	38,132,204*2	2377/1784	6,181,076*3	916/5	70,083,332.15	31,951,128.15	38,132,204
2014	68,670,672*4	34,335,336*4	34,335,336*4	2364/1780	5,571,597*6	921/4	63,099,073.55	28,763,737.55	34,335,336
	10 月１日上院議員選挙								
2015	68,670,672*4	34,335,336*4	34,335,336*4	2364/1779	5,569,948*7	915/6	63,100,722.89	28,765,387.89	34,335.335
2016	68,670,672*4	34,335,336*4	34,335,336*4	2366/1781	5,568,802*8	917/6	63,101,868.14	28,766,533.14	34,335,335
2017	68,670,672*4	34,335,336*4	34,335,336*4	2365/1780	5,572,397*9	910/10	63,098,274.96	28,762,938.96	34,335.336
	４月 23 日＝５月７日大統領選挙、６月 11 日＝６月 18 日下院議員選挙、９月 24 日上院議員選挙								
	2014 年８月４日法律による改正→1988 年３月 11 日法律９－１条：次の下院総選挙でパリテ違反の比率差 150％減額率適用								
2018	68,670,672*4	34,335,336*4	34,335,336*4	2804/2588	2,256,942.56	915/6	66,190,046.49	32,078,393.43	34,111,865.06
2019	68,670,672*4	34,335,336*4	34,335,336*4	2799/2587	2,251,393.43	918/7	66,159,443.61	32,083,942.58	34,075,501.03
2020	68,670,672*4	34,335,336*4	34,335,336*4	2797/2586	2,255,344.42	915/9	66,080,892.48	32,079,991.59	34,000,900.90
	９月 27 日上院議員選挙								
2021	68,670,672*4	34,335,336*4	34,335,336*4	2800/2585	2,237,588.13	915/8	66,135,486.15	32,097.747.87	34,037,738.28
2022	68,670,672*4	34,335,336*4	34,335,336*4	2799/2587	2,253,467.87	911/7	66,155,387.84	32,081,868.13	34,073,519.71
	４月 10 日＝４月 24 日大統領選挙、６月 12 日＝６月 19 日下院議員選挙								
2023	68,670,672*4	34,335,336*4	34,335,336*4	2677/2511	2,069,376.72	922/3	66,489.937.41	32,265,959,31	34,223.978.10
	９月 24 日上院議員選挙								
2024	68,670,672*4	34,335,336*4	34,335,336*4	2680/2513	2,083,346.53	921/4	66,438,848.34	32,251,989,49	34,186,858.85

表３は、50％の減額率を踏まえた 2012 年、75％の減額率適用を踏まえた 2013～2017 年、150％の減額率適用を踏まえた 2018 年以降の、助成額の推移を示す。表中の数値は各年の適用デクレに基づくが、それ以外の典拠は次の通りである。

＊1　Mission ministérielle projets annuels de performances annexe au projet de loi de finances pour 2012, p.68　上段：AE　下段：CP

＊2　Mission ministérielle projets annuels de performances annexe au projet de loi de finances pour 2013, p.68

＊3　AN Avis N°1435 TomeⅡ, loi de finances pour 2014, p.10

＊4　Projet annuel de performances Annexe au projet de loi de finances pour 2024, Administration générale et territoriale de l'État, p.95-96「（同額）11 年目」の記述による。

＊5　AN Rapport N°251, Annexe N°2, loi de finances pour 2013, p.39

＊6　AN Avis N°2267, TomeⅡ,loi de finances pour 2015, p.12

＊7　AN Avis N°3117, TomeⅡ, loi de finances pour 2016, p.10

＊8　AN Avis N°4132, TomeⅡ, loi de finances pour 2017, p.11

＊9　適当な「典拠」が見つからなかったため、LFI（AE＝CP）から調整された第Ⅰ部分の配分額を減じて推定。

３．下院の女性議員数と減額措置

下院については、減額措置が獲得議席に応じて配分される部分の交付金に及ばないため、議席獲得が望める主要政党が、当初、女性候補者を擁立するより交付金減額を選ぶ傾向にあった。2017 年の選挙では、マクロン新党が初めて候補者パリテを達成して勝利したことから、過去最多の 224 人の女性議員が誕生し、女性議員割合は 38.8％に達した。減額率が上がるにつれて、女性候補者割合も上昇していることは事実である。2024 年分の交付では、主要４政党のうち、国民連合(Rassemblement National:RN)と屈しないフランス(La France insoumise）は、減額０だった。一方、アンサンブル（Ensemble pour la majorité présidentielle：大統領与党連合）が約 51 万ユーロ、共和党(Les Républicains：LR)が約 129 万ユーロの減額となった 。直近２回の総選挙では、女性議員割合が 2022 年で 37.3％、2024 年で 36.1％と伸び悩んでいる。政党が、たとえルール通りに候補者半数の女性を擁立したとしても、当選を見込めない選挙区で女性を擁立する傾向があり、女性の当選者増に結び付いていない。2024 年の選挙の結果、主要政党ないし政党連合の女性議員割合は、新人民戦線（Nouveau Front Populaire：NFP）41％、アンサンブル（Ensemble pour la République）39％、RN32％、LR27％だった。

＜参考資料５＞アメリカ州議会におけるハラスメント対策

全米州議会会議（NCSL)は次の要素をハラスメント規程に含めることを提唱している。①セクシュアル・ハラスメントを明快に定義すること、②職場においてどのような行為が不適切であるかを例示すること、③対象に議員、職員、秘書及び雇用関係にないロビイス

トや取引先の業者も含めること、④議会内に通報・相談できる窓口を複数用意し、直属の上司を経由しなくて済むようにすること、⑤申立てしたことによる報復を禁止する条項を入れること、⑥関与したすべての人に対して、可能な限り、秘密（プライバシー）が守られることを明記すること、⑦処分規定があるのであれば、どのようなものかを例示すること、⑧議会外の第三者が調査を補佐する可能性を保障するか、あるいは要望があれば可能であることを明記すること、⑨（行為者が調査結果に納得できないときに）異議申立てできる手続きを整えること、⑩申立人は同時に雇用機会均等委員会（EEOC）または人権委員会にも申立てることができることを明記すること、である［65］。

アナ・ミチェル・マホーニーらは、2020 年の時点で、全 50 州のうち 40 の州の 64 の院（上院または下院）において計 50 のセクシュアル・ハラスメント規程の存在を確認している。それらを上に紹介した NCSL が推奨する 10 項目と照らし合わせた結果、⑤の報復禁止は 100%、④複数窓口と⑥秘密保持は 96%の州議会が規定を置いているという。他方、⑨異議申立てを入れているのは 24%、⑩雇用機会均等委員会等の条項を含めるものは 50%、⑧第三者機関の調査は 54%と低率である。また、10 項目全てを満たす規程は５つ（12%）しかない。他方、４つの規程は４または５つの項目しか満たしていなかったという（Mahoney, Anna Mitchell, Meghan Kearney, and Carly Megan Shaffer. “MeToo in the State House.” In *Politicking While Female: The Political Lives of Women*, edited by Nichole M. Bauer. Louisiana State University Press, 2020: 158-179.）。